

平成 27 年 12 月定例会 厚生常任委員会記録

平成27年12月2日（水）

平成27年12月14日（木）

平成27年12月16日（月）

場所：鳥栖市議会 第2委員会室

目 次

平成27年12月 2 日 (水)	5 頁
平成27年12月14日 (月)	13頁
平成27年12月16日 (水)	103頁

平成 27 年 12 月定例会審査日程

日 次	月 日	摘 要
第 1 日	12 月 2 日 (水)	開会 委員長の互選 副委員長の互選 委員席の指定
第 2 日	12 月 14 日 (月)	審査日程の決定、その他 所管部局職員の紹介 (健康福祉みらい部) 議案審査 (健康福祉みらい部) 議案乙第 34 号 議案甲第 31 号 〔説明、質疑〕 所管部局職員の紹介 (市民環境部) 議案審査 (市民環境部関係) 議案乙第 34 号、議案乙第 35 号 議案甲第 28 号、議案甲第 29 号 〔説明、質疑〕
第 3 日	12 月 16 日 (水)	現地視察 麓まちづくり推進センター防水改修工事事業 (山浦町) 旭まちづくり推進センター調査設計委託事業 (儀徳町) (仮称)健康スポーツセンター建設予定地 (宿町) 自由討議 議案審査 議案乙第 34 号、議案乙第 35 号 議案甲第 28 号、議案甲第 29 号、議案甲第 31 号 〔総括、採決〕 厚生常任委員会の閉会中の継続審査の件 〔採決〕 報 告 (健康福祉みらい部スポーツ振興課、市民環境部環境対策課) (仮称)健康スポーツセンター整備に伴う基本設計素案について 次期ごみ処理施設建設計画の地元同意について 〔報告、質疑〕 閉会

12月定例会付議事件

1 市長提出議案

[平成27年12月11日付託]

議案甲第28号	鳥栖市税条例の一部を改正する条例	[可決]
議案甲第29号	鳥栖市国民健康保険条例等の一部を改正する条例	[可決]
議案甲第31号	指定管理者の指定について	[可決]
議案乙第34号	平成27年度鳥栖市一般会計補正予算(第4号)	[可決]
議案乙第35号	平成27年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	[可決]

[平成27年12月16日委員会議決]

2 報告

(仮称)健康スポーツセンター整備に伴う基本設計素案について(健康福祉みらい部スポーツ振興課)
次期ごみ処理施設建設計画の地元同意について(市民環境部環境対策課)

3 その他

委員長の互選	[平成27年12月2日互選]
副委員長の互選	[平成27年12月2日互選]
委員席の指定	[平成27年12月2日指定]
閉会中の継続審査申し出の件	[継続審査]
	[平成27年12月16日決定]

平成27年12月 2 日（水）

1 出席委員氏名

委員長 中川原豊志

副委員長 柴藤 泰輔

委員 内川 隆則 成富 牧男 国松 敏昭 西依 義規 樋口伸一郎

2 欠席委員氏名

なし

3 委員会条例第 19 条による説明員氏名

なし

4 議会事務局職員氏名

議事調査係主任 大塚 隆正

5 審査日程

委員長の互選

副委員長の互選

委員席の指定

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

年長委員の紹介

大塚隆正議会議務局主任

当厚生常任委員会の書記を務めさせていただきます議事調査係主任の大塚です。どうぞよろしくお願いたします。

選任後最初の委員会でありますので、委員会条例第8条第2項の規定により、年長委員が委員長互選を行うことになっております。

本日の出席委員中、内川委員が年長の委員でありますので、御紹介申し上げます。

内川委員、どうぞよろしくお願申し上げます。

内川隆則年長委員

委員長選出まで私内川が委員長の職務を務めさせていただきますので、最後まで御協力よろしくお願いたします。

〰〰

開会

午後 8 時53分

開議

内川隆則年長委員

これより厚生常任委員会を開会します。

〰〰

委員長の互選

内川隆則年長委員

早速ではありますが、委員長は委員会の互選になっております。

どういふ方法で選出したほうがいいのか、皆さん方の御意見を賜りたいと思ひます。

成富牧男委員

その前に、休憩でもいいですが、できれば指名推選でできたらと思ひますが。

以上です。

内川隆則年長委員

それでは、休憩いたします。

午後 8 時 54 分休憩

oooooooooooooooooooooooooooo

午後 9 時 1 分開議

内川隆則年長委員

再開いたします。

休憩以前に引き続き、委員長は指名推選ということでございましたので、指名推選によって取り計らっていきたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

御異議がないようですので、推選により委員長を選任することにいたします。

どなたか、推選をお願いいたします。

成富牧男委員

委員長には中川原豊志委員を推選します。

内川隆則年長委員

中川原豊志委員が委員長ということで異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、中川原豊志議員を委員長に選任することになりました。

委員長選出まで、皆様方に御協力いただきましてありがとうございました。これをもって、委員長を交代いたします。

〔中川原豊志委員長、委員長席へ〕

中川原豊志委員長

これより委員長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

oooooooooooooooooooooooooooo

副委員長の互選

まず副委員長の席を……、向こうかこっちか。（「休憩をとっていただいて」と呼ぶ者あり）
休憩します。

午後 9 時 5 分休憩



午後 9 時 6 分開議

中川原豊志委員長

再開します。

委員の席につきましては、ただいま、御着席の席を指定いたします。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

では、この席で決定をいたします。



中川原豊志委員長

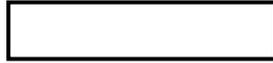
では、以上で本日の委員会を散会いたします。

午後 9 時 6 分散会

厚生常任委員会席表

中川原豊志委員長

○



内川隆則委員 ○

成富牧男委員 ○

西依義規委員 ○

○ 柴藤泰輔副委員長

○ 国松敏昭委員

○ 樋口伸一郎委員



平成27年12月14日（月）

1 出席委員氏名

委員長 中川原豊志

副委員長 柴藤 泰輔

委員 内川 隆則 成富 牧男 国松 敏昭 西依 義規 樋口伸一郎

2 欠席委員氏名

なし

3 委員会条例第 19 条による説明員氏名

健康福祉みらい部長 篠原 久子

健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長 岩橋 浩一

社会福祉課参事 松隈 義和

社会福祉課長補佐兼高齢者福祉係長 吉田 忠典

社会福祉課長補佐兼障害者福祉係長兼障害児通園施設園長 緒方 守

社会福祉課長補佐兼保護係長 久保 雅稔

社会福祉課地域福祉係長 八尋 茂子

こども育成課長 石橋 沢預

こども育成課子育て支援係長 田中 大介

こども育成課鳥栖いづみ園長 西村 洋子

健康増進課長兼保健センター所長 坂井 浩子

健康増進課保健予防係長 白山 淳子

健康増進課健康づくり係長 名和 麻美

文化芸術振興課長 村山 一成

文化芸術振興課文化芸術振興係長 久保山智博

健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長 石丸 健一

スポーツ振興課長補佐兼スポーツ振興係長 大石 泰之

スポーツ振興課スポーツ振興係長待遇 時田 丈司

市民環境部長 橋本 有功

市民協働推進課長	宮原 信
市民協働推進課地域づくり係長	犬丸 章宏
市民協働推進課市民協働係長兼市民相談室長兼相談係長	天野 昭子
市民協働推進課男女参画国際交流係長	下川 有美
市民課長	岡本 昭徳
市民課長補佐兼市民係長	徳淵 悦子
市民課整備係長	原 隆士
国保年金課長	吉田 秀利
国保年金課健康保険係長	古賀 友子
国保年金課年金保険係長	山内 一哲
税務課長	平塚 俊範
税務課管理収納係長	豊増 裕規
税務課市民税係長	榎 浩喜
税務課固定資産税係長	佐々木利博
市民環境部次長兼環境対策課長	楨原 聖二
環境対策課長補佐兼環境対策推進係長	竹下 徹

4 議会事務局職員氏名

議事調査係主任 大塚 隆正

5 審査日程

審査日程の決定

議案審査（健康福祉みらい部）

議案乙第34号 平成27年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

議案甲第31号 指定管理者の指定について

〔説明、質疑〕

議案審査（市民環境部）

議案乙第34号 平成27年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

議案乙第35号 平成27年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案甲第28号 鳥栖市税条例の一部を改正する条例

6 傍聴者

な し

7 その他

な し

どうぞよろしくお願いいたします。

松隈義和社会福祉課参事

おはようございます。

社会福祉課参事、松隈です。

よろしくお願いいたします。

久保雅稔社会福祉課長補佐兼保護係長

おはようございます。

社会福祉課長補佐兼保護係長の久保です。

よろしくお願いいたします。

吉田忠典社会福祉課長補佐兼高齢者福祉係長

おはようございます。

社会福祉課課長補佐兼高齢者福祉係長の吉田といたします。

よろしくお願います。

緒方 守社会福祉課長補佐兼障害者福祉係長兼障害児通園施設園長

おはようございます。

社会福祉課長補佐兼障害者福祉係長兼障害児通園施設ひかり園の園長をしています緒方と申します。

よろしくお願いいたします。

八尋茂子社会福祉課地域福祉係長

おはようございます。

地域福祉係長、八尋と申します。

よろしくお願いいたします。

石橋沢預こども育成課長

おはようございます。

こども育成課長の石橋でございます。

よろしくお願いいたします。

西村洋子鳥栖いづみ園長

おはようございます。

こども育成課鳥栖いづみ園園長の西村と申します。

よろしくお願いいたします。

田中大介こども育成課子育て支援係長

おはようございます。

こども育成課子育て支援係長、田中と申します。

よろしく申し上げます。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

おはようございます。

健康増進課長兼保健センター所長の坂井でございます。

よろしく願いいたします。

白山淳子健康増進課保健予防係長

おはようございます。

健康増進課保健予防係長、白山でございます。

よろしく願いいたします。

名和麻美健康増進課健康づくり係長

おはようございます。

健康増進課健康づくり係長の名和と申します。

よろしく願いいたします。

村山一成文化芸術振興課長

おはようございます。

文化芸術振興課長兼市民文化会館長の村山と申します。

どうぞよろしく願いいたします。

久保山智博文化芸術振興課文化芸術振興係長

おはようございます。

文化芸術振興課文化芸術振興係長の久保山と申します。

どうぞよろしく願いいたします。

石丸健一健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

おはようございます。

健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長の石丸です。

どうぞよろしく願いいたします。

大石泰之スポーツ振興課長補佐兼スポーツ振興係長

おはようございます。

スポーツ振興課長補佐兼スポーツ振興係長、大石と申します。

どうぞよろしく願いいたします。

時田丈司スポーツ振興課スポーツ振興係長待遇

おはようございます。

スポーツ振興係長待遇、時田と申します。

よろしく申し上げます。

中川原豊志委員長

ありがとうございました。

なお、議案担当外の職員の皆さんにつきましては退席をしていただいて結構でございます。
いいですか。



中川原豊志委員長

ここで、健康福祉みらい部長から御挨拶の申し出がっておりますので、お受けいたします。

篠原久子健康福祉みらい部長

今議会における健康福祉みらい部関係の議案といたしましては、甲議案 1 件、乙議案 1 件、計 2 議案を御提案いたしております。

まず、議案乙第 34 号 平成 27 年度一般会計補正予算第 4 号のうち、健康福祉みらい部関係といたしましては、歳入 941 万円、歳出 8,051 万 7,000 円となっております。

歳入につきましては、国県負担金及び補助金、市債等の補正を行うものでございます。

歳出につきましては、人事異動等による人件費、障害者福祉サービスの利用に伴う、障害者自立支援給付費等、子どもの医療費、子ども・子育て支援新制度における施設型等給付費などの補正を行うものでございます。

これらを既決の予算と合わせますと、健康福祉みらい部関係の歳出予算総額は 98 億 942 万 7,000 円となり、一般会計予算に占める割合は 42.3%になります。

次に、甲議案につきましては、議案甲第 31 号 指定管理者の指定についての 1 議案を提案しております。

以上、議案の概要について御説明申し上げましたが、詳細につきましては関係課長から説明をさせていただきますので、よろしく御審議を賜りますようお願いいたしまして挨拶とさせていただきます。

中川原豊志委員長

ありがとうございました。



その下、節 2. 児童福祉費国庫負担金についてでございます。

児童福祉費関係につきましては、御存じのとおり、平成 27 年 4 月から子ども・子育て新制度が始まっております。

この新制度の施行によりまして、大きく予算の構成が変わってきております。例えば、特別保育事業等で行ってございました事業等が、施設型給付金の中に含まれるなど、事業の再編等も行われております。それに伴う歳入、歳出に対しては、それに伴って、今回、補正をお願いしております。

この児童福祉費国庫負担金につきましては、施設型等給付費負担金といたしまして、子ども・子育て新制度に移行した、私立保育所、認定こども園、地域型保育事業所等の運営費に係る国庫負担金でございます。

今回は、施設型等給付費に係る単価の確定と歳出の見込み額に伴う補正でございます。国の負担割合は 2 分の 1 となっております。

岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

その下、節 3. 生活保護費国庫負担金につきましては、平成 26 年分生活保護費の介護扶助の精算に伴う補正でございます。

続きまして、項 2. 国庫補助金、目 1. 民生費国庫補助金、節 1. 社会福祉費国庫補助金につきましては、地域生活支援事業費補助金の支出見込みに伴う補正でございます。

石橋沢預こども育成課長

節 2. 児童福祉費国庫補助金につきましては、子ども・子育て支援交付金といたしまして、延長保育、一時保育等の特別保育事業を実施する私立保育所に対し、補助をするものでございます。子ども・子育て支援交付金の対象事業に係る単価 8 円と歳出の見込み額に伴う補正でございます。補助率は 3 分の 1 となっております。

続きまして、2 ページをお願いいたします。一番上になります。

目 4. 教育費国庫補助金、節 1. 教育総務費国庫補助金につきましては、幼稚園就園奨励費補助金といたしまして、補助基準額の改定に伴う補正でございます。補助率は 3 分の 1 以内となっております。

岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

その下、款 16. 県支出金、項 1. 県負担金、目 1. 民生費県負担金、節 1. 社会福祉費県負担金につきましては、国庫負担金と同様に、障害者自立支援給付費負担金、障害者自立支援医療費負担金及び障害児施設措置費負担金の補正でございます。県費負担割合は 4 分の 1 となっております。

石橋沢預こども育成課長

続きまして、節 2. 児童福祉費県負担金につきましては、施設型等給付費の県負担金といたしまして、単価の確定と歳出の見込み額に伴う補正です。

県の負担割合は4分の1となっております。

岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

次の、項 2. 県補助金、目 1. 民生費補助金、節 1. 社会福祉費県補助金につきましては、国庫補助金と同様に地域生活支援事業費補助金の支出見込みに伴う補正でございます。

石橋沢預こども育成課長

続きまして、項 2. 県補助金、目 2. 民生費県補助金、節 2. 児童福祉費県補助金につきましては、未就学児分の子どもの医療費助成事業補助金といたしまして、高額療養費制度の改正により、自己負担限度額が引き上げられましたために、公費助成額が増加したことに伴う歳入の補正でございます。補助率は2分の1となっております。

同じく、保育対策等促進事業補助金につきましては、子ども・子育て支援新制度により、従来の保育対策事業等促進事業の一部が、施設型等給付や保育対策総合支援事業に組み替えられたことに伴う歳入の減額補正でございます。

同じく、子ども・子育て支援交付金といたしまして、先ほど国庫補助金で御説明いたしました分の県負担分でございます。補助率は3分の1となっております。

岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

委員会資料3ページをお願いいたします。

款 18. 寄附金、項 1. 寄附金、目 3. 民生費寄附金、節 1. 社会福祉費寄附金につきましては、本年9月20日に開催されました鳥栖市心身障害児者を守る会「愛の会」の主催で「愛のチャリティ舞踊公演」が開催されまして、その収益金の一部を市の障害児通園施設であるひかり園に御寄附をいただきましたので、今回、歳入として計上したものでございます。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

その下でございます。

款 21. 諸収入、項 6. 雑入、目 4. 雑入、節 2. 保健衛生雑入でございます。保健センター及び医療福祉専門学校緑生館の共用部分に修繕の必要箇所がございまして、その経費のうちの緑生館負担分でございます。

以上です。

岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

同じく節 4. 雑入でございます。

高齢者福祉乗車券負担金は、高齢者福祉乗車券助成の支出見込みに伴う補正となっております。

石丸健一健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

すぐ下でございます。

スタジアムネーミングライセンス料につきましては、現在、契約継続の最終調整を行っておりますけれども、鳥栖スタジアムのネーミングライセンス料の平成 28 年 1 月から 3 月までの 3 カ月分を計上いたしております。

続きまして、款 22. 市債、項 1. 市債、目 4. 教育債、節 2. 保健体育債につきましては、(仮称)健康スポーツセンター設計業務の入札によります歳出減等に伴うものでございます。歳入については以上でございます。

岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

それでは、委員会資料の 4 ページをお願いいたします。

次は歳出でございます。

款 3. 民生費、項 1. 社会福祉費、目 1. 社会福祉総務費でございます。

節 2. 給料から節 4. 共済費までは、健康福祉みらい部長、社会福祉課、こども育成課の職員並びに広域市町村圏組合への派遣職員など、36 名分の人件費の補正となっております。

節 28. 繰出金につきましては、国民健康保険特別会計への繰出金でございまして、人件費の補正となっております。

次に、目 2. 障害者福祉費でございます。

節 12. 役務費につきましては、障害者自立支援給付請求手数料等の増加見込みに伴う補正となっております。

節 13. 委託料につきましては、障害者の日中一時支援事業等の利用増に伴う補正でございます。

節 18. 備品購入費につきましては、歳入で御説明いたしました寄附金に伴いまして、ひかり園で使用いたします児童用のベンチ等を購入するものでございます。

節 20. 扶助費につきましては、年間見込みの給付費等の不足分を補正するものでございます。障害者自立支援医療費は、更生医療及び療養介護の利用者増加に伴うものでございます。また、障害児施設給付費は児童発達支援センター及び放課後デイサービスの利用者増によるものでございます。障害者自立支援給付費は、就労継続支援事業所の利用者の増加によるものとなっております。

続きまして、節 23. 償還金利子及び割引料につきましては、平成 26 年分の主なものとしたしまして、障害者自立支援給付費等の国・県負担金等の確定に伴い返還するものでございます。

委員会資料の 5 ページ目をお願いいたします。

次に、目 3. 老人福祉費でございます。節 19. 負担金補助及び交付金につきましては、高齢者福祉乗車券の利用者増加に伴うものでございます。

石橋沢預こども育成課長

続きまして、項 2. 児童福祉費、目 1. 児童福祉総務費でございます。

節 19. 負担金補助及び交付金につきましては、ファミリー・サポート・センター事業分でございます。

利用者の増加に伴う補正をお願いしております。

節 20. 扶助費につきましては、子どもの医療費の補正をお願いしております。子どもの医療費助成につきましては、歳入の県補助金で御説明しましたとおり、平成 27 年 1 月に、高額療養費制度が改正され、医療費の自己負担限度額が上がっております。このため、公費助成額が増加したことに伴う歳出見込み額の不足分の補正をお願いするものでございます。

次に、節 23. 償還金利子及び割引料につきましては、平成 26 年度分の児童扶養手当事務経費、母子自立支援相談費、婦人相談員活動強化事業費の額の確定による国庫負担金の精算に伴う返還金でございます。

続きまして、目 2. 保育園費でございます。節 2. 給料から節 4. 共済費までは、保育園職員 45 名分の人事異動等による人件費の補正でございます。

節 19. 負担金補助及び交付金についてでございますが、施設型等給付費につきましては、子ども・子育て支援制度に移行した私立保育所、認定こども園、地域型保育事業所等の運営費に対する負担金でございます。今回は、施設型等給付費に係る単価の確定と、従来、特別保育事業の中で行っていた、延長保育や休日保育事業の財源が、新制度では、施設型等給付費へ移行したことを受けて、歳出の見込み額に伴う補正をお願いしております。

同様に、私立保育所特別保育事業等補助金につきましては、子ども・子育て支援交付金の対象事業に係る単価の確定と、財源の一部を施設型等給付費へ組み替えることによる歳出の見込み額に伴う減額補正をお願いするものでございます。

次に、6 ページをお願いいたします。

節 23. 償還金利子及び割引料につきましては、平成 26 年度分の保育緊急確保事業及び保育対策等促進事業費の確定による国庫補助金及び県補助金の精算に伴う返還金でございます。

続きまして、目 4. 児童手当費につきましては、節 2. 給料から節 4. 共済費まで児童手当担当職員 1 名分の人件費の補正でございます。

岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

次に、項 3. 生活保護費、目 1. 生活保護総務費でございます。節 2. 給料から節 4. 共済費までは、保護係職員 5 名分の人件費の補正となっております。

節 23. 償還金利子及び割引料につきましては、平成 26 年度生活保護費の生活扶助、医療扶助の国庫負担金等を返還するものでございます。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

7 ページをお願いいたします。

款 4. 衛生費、項 1. 保健衛生費、目 1. 保健衛生総務費でございます。節 2. 給料から節 4. 共済費までは健康増進課 15 名、国保年金課 5 名の人事異動等による補正でございます。

節 11. 需用費のうち、修繕料を計上いたしております。これは、消火ポンプの修繕と保健センターの屋根修繕料でございます。

消火ポンプにつきましては、消防設備点検で指摘をされまして、消火槽に水をくみ上げる消火ポンプの保護ガードとポンプ台座にさびによる腐食が進んでいるために、保護ガードの交換とさび落とし及び塗装を行うものでございます。屋根修繕につきましては、保健センター 4 階の屋根の配水管部分が腐食をしているために修繕を行うものでございます。いずれも緑生館との共用部分でございますので、経費を約 2 分の 1 ずつ案分するものでございます。

節 13. 委託料につきましては、妊婦健康診査の検査項目が平成 28 年 4 月 1 日から変更されるに伴う健康管理システムの改修委託料でございます。

次に、目 2. 予防費でございます。

節 23. 償還金利子及び割引料につきましては、平成 26 年度の健康増進事業補助金の精算による返還金でございます。

以上でございます。

石橋沢預こども育成課長

続きまして、款 10. 教育費、項 1. 教育総務費、目 4. 幼稚園費でございます。

節 19. 負担金補助及び交付金につきましては、幼稚園就園奨励費補助金でございます。これは、幼稚園に通園している世帯に対し、経済的負担の軽減を図ることを目的として行っているものでございますが、今回、低所得者層に係る補助基準額が改定されたことと、支給対象者の見込み数がほぼ確定したことに伴う補正をお願いするものでございます。

以上です。

村山一成文化芸術振興課長

委員会資料の 8 ページをお願いいたします。

款 10. 教育費、項 4. 社会教育費、目 6. 文化振興費でございます。

節 2. 給料から節 4. 共済費までにつきましては、人事異動に伴いまして、文化芸術振興課職員 8 名分の人件費を補正するものでございます。

また、節 11. 需用費につきましては、まず、消防設備等のふぐあい修繕でございますが、

文化会館の大ホール1階の防煙設備、また、大ホール4階の自動火災感知器の修繕を行うものでございます。次に、中央監視装置・熱源・空調制御廻り部品取替につきましては、主に空調制御を行いますコンピューターの停電時用のバッテリー等の取りかえを行うものでございます。そのほかに楽屋、大道具搬入扉等の修繕、また、地下の機械室にございます移動式粉末消火設備の更新を行うものでございます。

続きまして、目7. 定住・交流センター費でございますが、節11. 需用費につきましては、まず、5階ロビー漏水修繕費をお願いしております。これにつきましては、雨水管の漏水によりまして、5階ロビーに雨漏りが発生しておりまして、その原因でございます配管の補修、断熱材の張りかえ、天井板の張りかえ等を行うものでございます。

次に、消防設備のふぐあい修繕につきましては、消防法に基づきます点検によりましてふぐあいがございました消火器、誘導灯、屋内消火栓ホースなどの消防設備の修繕を行うものでございます。また、屋外機械室にございます非常用発電機の蓄電池を交換する費用をお願いしております。

以上でございます。

石丸健一健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

次に、項5. 保健体育費、目1. 保健体育総務費の節2. 給料から節4. 共済費の減額につきましては、スポーツ振興課職員10人の人事異動等によるものでございます。

資料9ページをお願いいたします。

目3. 体育施設費、節11. 需用費につきましては、主に水道料及び電気料の不足によるものでございます。これは、市民プールの開設期間中の衛生管理のため、期間中に水を入れかえております。それから、スタジアムの夜間照明使用回数が増加したことが主な理由でございます。

節13. 委託料のスタジアムネーミングライツ企業特典事業委託料につきましては、スタジアムのネーミングライツ料の10%以内で行っております。具体的内容につきましては、現在協議中でございます。

その下の（仮称）健康スポーツセンター設計等委託料につきましては、設計業務の入札に伴います減額でございます。

岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

続きまして、委員会資料の10ページをお願いいたします。予算関係議案では、5ページの第3表でございます。

債務負担行為のうち、社会福祉会館に係る指定管理料につきましては、平成28年度から平成32年度までの社会福祉会館指定管理に関する債務負担行為となっております。債務負担行

為の限度額は、指定期間における各年度協定額の総額でございます。

なお、御参考までに、平成 27 年度の指定管理の協定額につきましては、障害者福祉センター 924 万 3,000 円、児童センター 843 万 1,000 円の合計 1,767 万 4,000 円となっております。

以上、議案乙第 34 号 平成 27 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 4 号）につきましては、健康福祉みらい部関係の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

中川原豊志委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

西依義規委員

済みません、1 ページから。

一番最初、市民プールの使用料は、単純に、例えば支出のほう、施設管理費が市民プールにこれくらいかかって、使用料これくらいいただいていますという数字を把握されているんですか。個別ではない。

石丸健一健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

一定の把握はできていますけれど、例えば、ほかの施設と事業費関係が一緒になっている部分とかがございますので、正確な数字というのは、推測する形ということはあるかもしれません。

その時にかかる電気、水道、それから人件費、臨時職員等、その分の金額というのは別途ございますので、歳出については、ある程度の金額は——正確な金額では、推測の部分はありますけれども——把握はできます。

西依義規委員

今度、新しく建設される……、例えば市民の方々が、この市民プールはこれくらいの経費がかかって、これくらいの収入があったんだと。じゃあ、新しくなったらこれくらいの収入があつて、これくらいの経費がかかるんだっていう、せめて対照くらいないと、何でも何でも、そりゃ新しいほうが絶対いいんで、分けられたら分けていたほうが、今の現状を市民の皆さんが把握するには必要な数字かなと思いますんで、ぜひ出せたら。

きょうじゃなくていいんで、今後、よろしくお願いします。

中川原豊志委員長

それは、委員会として求めると。

西依義規委員

いや、今のは僕の意見で。

後は委員長にお任せします。

中川原豊志委員長

今、要望的な御意見があったんですけども、資料として作成するのは大丈夫ですか。

石丸健一健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

資料を作成して御提出したいと思います。

中川原豊志委員長

委員会の最終日でも大丈夫ですか。

石丸健一健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

大丈夫です。

国松敏昭委員

今のは、現状の維持費と、今後新しく（仮称）健康スポーツセンターに要る経費のその違いということ。（「現状だけで」と呼ぶ者あり）現状だけ、ああ、もちろんそうか。

石丸健一健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

平成 27 年度の収入、それから、かかった経費についての資料を提出させていただきたいと思っております。

中川原豊志委員長

よろしいですか。

はい、ほかは。

西依義規委員

収入のほうから聞きたいんですけど、2 ページの保育対策等促進事業費の補助が組み替えられたと御説明あったんですけど、具体的にこの 1 ページと 2 ページのどれとどれとどれを足すと同じくらいになるんですか。

石橋沢預こども育成課長

保育対策促進事業というのは、従来は延長保育、休日保育、それから認可外保育施設の衛生安全対策、こういった事業に対して補助をしているものでございましたが、この中の延長保育と休日保育分については、子ども・子育て支援交付金のほうに振りかえられております。

また、延長保育に関しては、基本部分と加算部分というのがありまして、このうちの基本部分については、施設型給付費のほうに移行しております。

非常にこの組み替えが複雑になっておりますので、この数字をもってこれとこれを足したらこれになります、というのは難しいと思います。

というのは、今回、この予算の組み替えだけではなくて、延長保育等については見込み額も含めておりますので、当初予算で見込んでいた金額よりも見込み額が少なくなっております。

す。それで……、はい、非常に説明が難しゅうございますけれども。

西依義規委員

いや、僕がイメージしたかったのは、国の政策としてこの子ども・子育てというか保育対策に対して、手厚くなったのかそれとも自治体でもう少々見てくださいよなのか。どの流れにいつてるかだけをちょっと知りたいんです。

石橋沢預こども育成課長

今回の新制度に移行いたしましたして、結論から言えば、手厚くなっております。

例えば、保育士さん等の処遇改善につきましても、3%ぐらいアップして、施設型、今までは別な事業、補助金として支出していたものが、施設型給付費のほうに今度は含まれておりますので、3%アップした形で、施設型給付費のほうに入っているといっております。

それで、全体からすると、事業者さんのほうから見れば、大体入ってくる金額が10%ぐらいアップをしている形になっております。

一つ一つ見ていけば、少し単価が上がって、多く入ってくるようになったものもありますし、少なくなったものもございますので、上がり下がりがあるんですけども、それを全部押しなべて総合的に計算すると、鳥栖市内の私立保育所が受け取る金額は大体10%アップするような形になっています。

西依義規委員

その結果、例えば言われている保育士不足とか給与待遇の改善とかは、そこまで市としてチェックできるものか、あとはもう施設にお任せなのか、そこはどうですか。

石橋沢預こども育成課長

当然、処遇改善でアップした分もございますので、その分をきちんと保育士さんの給与等に反映していただくというのは、うちのほうでまた実績報告等を見ながらチェックをしていく形になります。

また、その他の部分で、どういった形で保育士さんの獲得をしていくかというのは、各保育園さんがいろいろ創意工夫をしていかなければならない部分もあろうかと思えます。

市といたしましては、できるだけ保育士さんが集まりやすいようにバックアップをしていく所存ではございます。

樋口伸一郎委員

同じ関連のことになりますので、ちょっと流れで質問させていただきます。

1 ページ、2 ページの歳入のところからなんですけれど、款 15. 国庫支出金のところの目 1 の民生費国庫負担金の中の節 2. 児童福祉費国庫負担金の中に施設型等給付費負担金がありまして、同じく、その下のほうですね、児童福祉費国庫補助金でまた、子ども・子育て支

援交付金。

ちょっと額は飛ばして、2ページにあって、また款16なんですけれども、今度また、ここにも児童福祉費の県の負担金があって、2ページの一番下ですね、児童福祉費のまた県補助金で子ども・子育て支援新制度に関連して変わってきた歳入がずっと1ページから2ページに連なって出てきているんですけれども、2ページの一番下の減額補正というか、6,414万円ってところが額面上大きく減って、多分、歳入自体も流れが変わってこういうふうになっているんだと思うんです。

今まで、関連して入ってきていた分というのは、西依議員もおっしゃったんですけれども、鳥栖市に入ってくる歳入はふえているっていう考え方でよろしいんですか。まずはその確認から入っていきたいんですけれど。大まかに見てでいいんですけれども。

石橋沢預こども育成課長

今回の子ども・子育て支援制度につきましては、今までは大きく2つに分けて保育所に対する運営費補助金というのが一つですね。

それからもう1つは、特別保育事業といって、その保育園がメニューを選んで実施する事業、これが特別保育事業関係の補助金でございました——大きく分けると。この特別保育事業に係る事業は、例えば一時預かりであるとか、病後児保育、あるいは延長保育、休日保育、こういったものが特別保育事業の中に入っております。この中から、補助金を出すという形になっておりました。

この大きく2つあったものが、今度は幾つか新しく変わっております。

1つは、施設型等給付費補助金ですね。それからもう1つは、子ども・子育て支援交付金。そして、保育対策総合支援事業、大きくは、こういう3つに分かれて再編成されたという形になっております。

再編成されたからといって何か大きく減額されたとか、そういうことはありません。

大体、アップするような形で移行しておりますので、先ほど申し上げましたように、事業者さんからすれば10%アップするくらいで、歳入が入ってくるということになっております。それで当然、その中の財源の2分の1は国、4分の1は県、の4分の1を市が財源を出すこととなりますので、全体的には、国、県からの補助もふえていると。当然、市の一般財源もふえていく形になっております。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

形態は変わったけれど、全体的にはちょっとよくなったっていう認識をさせてもらった上で、あと、歳出のほうにいくんですけれども、先ほどから組み替えの分がありましたよね、

5 ページになるんですけど、例を挙げて、5 ページの一番下の運営費にかかわるような施設型等の給付金とか、私立保育所特別保育事業等補助金とかが、組み替えによるものでこういった形態になっているってということなんですけれど、この組み替えというのは、国の制度に基づいて組み替えざるを得なくなったじゃないですが、組み替えるべき状態になって組み替えたってということだと思っんですよね。

それで、組み替えて全体的によくなるのはわかるんです。3%くらい大体よくなって、1割っていうところは相対的に見てよくなるはずなんですけれど、実際、今までやってきた形態で、事業者さんってずっとやっていて、まだこの支援新制度に対する知識っていうか、自体がまだあんまり浸透してなくて、実際、年間でトータルしていただいたときは、その補助金というのは1割程度ふえているような形になると思います。でも、このあたりの共通の認識っていうのは、行政側と私立の事業所さん側で、今、とれているのかなっていうのがあるんです。

というのが、例えば私立事業所さんは、実際、減ったとか、そういう認識をされると困る……、というのは、多分、支払い形態とかも変わってくると思うんです。助成とか補助のですね。そのあたりの共通認識のあたりはどうですか。よくなる前提で、どういうふうにしてそれを伝えているとかいうのがあれば教えていただきたいんですけども。

石橋沢預 子育て支援課長

この子ども・子育て支援新制度がスタートするに当たっては、それ以前に、市のほうから周知いたしまして、私立保育所さん、あるいは幼稚園さんに十分な説明を行ってきたところでございますが、先ほどちょっと私も非常に説明しにくいと申しあげましたとおり、大変大きな変更でございますので、なかなかわかりにくいという部分があるかと思っます。それで、スタートした後も保育所さんのほうから御相談等がありました際には、説明させていただいているところでございます。

また、1年間がたっておりませんので、また、保育園の中でも、子供さんの数がふえたり減ったりとかしておりますので、本当に1年間たって1割アップしているのかどうかというのは、保育園さんのほうも、ちょっと実感がないところではないかと思っますが、今後も、制度としては上がるように変更されておりますので、今後も何かそういった不安とか何とかがある際は、十分な説明を市のほうからも行っていきたくて思っしております。

樋口伸一郎 委員

ありがとうございます。

ちょっと要望じみた感じになっちゃうかもしれないんですけども、例えば今、保育料の拡充というところで、鳥栖市も前に前に施策を進めていると思うんですけど、今後、処遇

改善とか、保育士さん自体の数の問題とかいろいろ出てくると思うんですね。

それで、公定単価っていうところも、支援新制度によって変わった部分が出てきて、保育士さん一人一人の単価も多分変わっていくと思うんですけど、やっぱり現状が、筑紫野市とか久留米市の、お隣のまちを見たときの単価が高いというのもあって、幾ら変えてもそこに届かなくて、潜在的な保育士さんも鳥栖市内には結構おられるみたいなんですけれども、ちょっとでも高いところということで、隣のまちに移動して就職をされているパートさんとかも結構おられるみたいなんですよね。

やっぱり単価の改正というのは今後必要になってくると思うんですけども、僕の見解なんですけれども、園によっては多分、独自の公定単価をつくられるところが今後出てくるんじゃないかと思うんですね。普通に上げて、よその市が高いんでよその市にいつてしまうということ。

だから、やっぱり行政側がそれをリードして、鳥栖市でオリジナルにできるところはオリジナルにして、その単価表も国の基準は国の基準ですけども、それよりも、鳥栖市は子供世代もふやしていくってということなので、そこの辺も国に常に乗っかるだけじゃなくて、ちょっと周りも見ながら、前に前に改善して行ってほしいなっていうふうに思っていますので、そういうふうに取り組んでいただければという要望ということ。

はい、終わりにします……、答えられますか。

この、なんか漠然と言うたんですけども。大丈夫ですか。

では答え、お願いします。

石橋沢預こども育成課長

これは、私立にかかわらず、公立保育所に関しましても保育士不足は深刻な問題でございますけれども、なかなか、人件費のアップ等になりますと、簡単にはちょっと、アップしましょうというような話にはなりません、今後も、福岡県との県境に非常に近いところにあるということもありますので、ちょっと周りの状況等も勘案しながら検討させていただきたいと思えます。（「よろしくをお願いします」と呼ぶ者あり）

国松敏昭委員

ちょっと済みません、関連質疑です。

周りの筑紫野市とか久留米市の実態は、保育士の給与、報酬というか、その実態についてはつかんであると。つかんでありますか。勘案するという話ですが、周りの状況はつかんでありますか。

石橋沢預こども育成課長

福岡県内の主な市、福岡市とか久留米市とか筑紫野市等の保育士の賃金については、お調

べをしております。（「把握はしていない、している」と呼ぶ者あり）はい。

国松敏昭委員

余り根掘り葉掘り聞きたくはないとばってん、要するに、僕も保育士の待機児童の問題は一般質問等で質問させていただいたケースがあるんですが、鳥栖市独自の補助というか、保育士に対する手当、してあるんでしょう、今、どうか知らんけれど。

それがまず1点と、どのくらい差があるのか、本来、鳥栖市で働きたいけれど——今、樋口議員じゃないけれども——他市で働かざる得ない状況が、そんな格差があるのかなという思いがあって。

だから、県もいろいろ、保育士対策のための相談センターか知りませんよ、保育士が集まるような方法ば考えちゃっじゃないですか、今までの私の認識は。その辺をどうとらえてあるのかなという思いがあったものですから。

これ本当、緊急の、喫緊の、一番大事な話じゃないですか、保育士。鳥栖市の場合は、今度も認定こども園もつくられたし、そういうことで、その辺、もうちょっと詳しく、その辺の状況もあわせて、私としては答弁いただきたいと思うんですが。

石橋沢預こども育成課長

保育士の人件費に係る補助金につきましては、鳥栖市独自の補助金というのは、現在、ございません。それは、施設等給付費の中に3%アップというところで含まれているということもございます。

福岡県内の保育士の賃金の単価が高いといわれておりますのは、一つは基本給が高いというよりも、それに対する手当等を若干厚くされているというところで、結果的に賃金の格差が生じていると聞いております。

今後、保育所はどのように集めていくのかということに関しましては、賃金がアップというところもあるんですけれども、まだまだ、例えば、子育て支援センター等に子供さんを連れておいでになるお母様方、大勢いらっしゃいますけれども、そういった方々の中にも、実は保育士資格を持っているというような方もいらっしゃるというふうに聞いております。

そういう方々に、保育士の不足しているんですよというお話すると、その結果、嘱託職員とか臨時職員ではございますけれども、そこから保育所のほうにつながったと、そういった人材の確保につながったというお話も聞いておりますので、まだまだ、資格を持ちながら、それより活かされていない方々もいらっしゃると思いますので、その辺の掘り起こしも含めて、対策が必要になろうかと考えているところでございます。

国松敏昭委員

ありがとうございました。

ちょっとようわからんけれど、フルタイムで働くとなると、なかなか難しいと思うんですよ。だからその辺を、時間切ってとかパートとか何とか、そういうのをされているのか、僕はちょっとようわからんけんがね、聞きよるのですが。

もう本当に、鳥栖市の場合は、あらゆる手だてをしてでも、せっかく今まで予算の関係上、鳥栖市独自の補助もやめられたって話ですが、その辺、やはりやっていかないと、施設だけつくっても、現実問題としてね、それは、今はいっばいだと思うんですよ。だけど、それが機能しないということもあるし。

だから部長、その辺は、本格的に、本当にね、考えてもらわんとですたい、担当課だけじゃ僕はできないという思いがあるもんですから、本当に、施設プラス保育士、それから、この手当というのは、国のアベノミクスに 100%賛同するわけじゃないんですが、経済、子育て支援、それから介護士離職ゼロということで、大きな国の方針があるじゃないですか。

だから、本市にとってもやっぱり、本当にこれは、あらゆる角度からやっていただかないといけないじゃないかなという思いがあるんですが。

済みません、ちょっと、そういう意見も申し上げて、何か、答弁があれば教えてください。

石橋沢預こども育成課長

先ほども申し上げましたとおり、確かに、切実な問題でございますので、今いただきました御意見、しっかり受けとめて、今後の対策を考えていきたいと思っております。

成富牧男委員

最初、要望からしたいんですけれどね、委員長。今、例えば、樋口議員なんかは必ず、ずっと保育の関係、一般質問もされて詳しいんですけれど、さっきいろいろ、今までの制度が変わったとか言われるけれど、ただ聞くだけではなかなかわからんのがないですか。

そいけん何か、私たちが議論する上でベースとなるようなところの知識は、済みません、ちょっと個人の努力でできていない部分もありますので、これまで、これから、今まではこうだった、現在はこうだみたいな、二つを、矢印でこっちにいたり……、そういうのを、今ではなくて、それこそ、委員会の最終日くらいまでにA4、1枚くらいで出して、何かそうせんと、ちょっと整理ができんなと。樋口委員なんかと対等に議論ができんなと。まして、いわんや、執行部とは議論ができんな、という思い。それが一つですね。お願いします。

中川原豊志委員長

その一つについては、担当課としてどうですか。

今までがこういう内容で、こういう補助金とか支援事業があって、新制度に移って名称がこういうふうになって、同じ内容かもしれないけれどもという、対比するような資料というのはつくることができますか。

石橋沢預こども育成課長

これは、担当している私たちも大変難しいので、それらしきものをつくっておりますので、きちんと整理したものを作成して、委員会の最終日にでもお渡したいと思います。委員会の最終日まででもよろしゅうございますか。（「そうですね」と呼ぶ者あり）済みません。

中川原豊志委員長

お世話をおかけしますが、じゃあお願いします。

成富牧男委員

ありがとうございます。次は、当初の予算も控えていますのでね、それなりに勉強させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、これも全体の注文ですけれど、説明欄に、今回の補正の直接原因となった分で、補正前、補正後と書いてある部分とそうでない部分がありますよね。それは、見よったら補正前、補正後って書けるんじゃないかと思うようなやつも、これ、何か統一されて……、できればこういうふうに、今回の分は具体的にこうかわりましたよと、例えば、1ページ目の歳入の一番上はよくわかりますよね。補正前、補正後と書いてありますから。そのこのところを統一していただきたいなという要望ですが。

委員長、わかりますかね。いいですか、私の説明で。

補正前、補正後っていうふうに、こういうふうに書いてあると、例えば、保健体育使用料っていうのが上げられていたでしょう、1ページ目の一番上で。要は、具体的な補正の原因となった事業を説明欄に書いて、その分の補正前、補正後というふうに書いてあるやつと、補正前、補正後を何も書いてないやつがあるんですけれども。

まず執行部にお尋ねしたいんですけれども、これ、書けるやつと書けないやつとあるということですか。私たちというか、私としては、書いてもらったほうが、いちいち尋ねんでいいから、わかりやすいんですけれども。

篠原久子健康福祉みらい部長

確かに、おっしゃるように、大方のものは書けるというふうに思っていますが、書けないものもございます。

成富牧男委員

だから、書けるものは書いていただきたいな。そうすれば、いちいち質問する必要がありませんので。

中川原豊志委員長

資料についての要望ですけれども、今後、書ける分については、なるべく書いていただくようなことで、よろしゅうございますか。

篠原久子健康福祉みらい部長

申しわけありません。ちょっと、もう一つの部の、市民環境部のほうとも……、回答のほう、申しわけありませんが、保留させてください。市民環境部のほうとも協議をしてみたいと思います。

中川原豊志委員長

質疑もまだあるかと思いますが、暫時休憩します。

午前11時6分休憩



午前11時16分開議

中川原豊志委員長

再開いたします。

休憩前に引き続き質疑を行います。

樋口伸一郎委員

済みません。さっきの流れでもう一個お尋ねをさせてください。

先ほど御答弁の中で、現在、鳥栖市独自の助成金みたいなはありませんみたいな御回答をされていたんですけど、ないんじゃないくて新制度に基づいて形が変わったっていう認識でいいんですよね。

例えば、処遇改善につながるような、今まであった助成金はなくなったんじゃないくて施設型給付金の中に含まれて、トータル的には事業所側が、いただける助成金というのはふえて入っているっていう認識でいいんですよね。なくなったってなったら誤解を招いてもいかんし、なくなったんじゃないくて、多分そういうことじゃないかなっていう確認、まず確認なんですけど。

田中大介こども育成課子育て支援係長

議員御指摘のとおり、新制度の施設型給付費に含まれる形で整理をさせていただいた経緯がございます。

そうしまして、今年度から保育士の処遇改善部分につきましては、平成24年度の賃金水準と比較しまして、拡充されているということを確認するっていうことが、改めて制度として出てきているところでございます。

以上でございます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

トータルとしては、形態が変わったという認識で、今後もその認識でちょっと取り組んでいきたいなと思っていますので、よろしくをお願いします。

最後に、今、保育料の拡充とかを進めてられる事業所さん側っていうのは、民設民営というか、私立事業所さんが多いと思うんですけども、公立保育所も4カ園あると思うんですけども、その新制度に関連して公立保育所って今後どうなるのかっていうのは教えていただきたいんですけども。

保育所に関する事で、私立保育園と公立保育園が鳥栖にはあるんですけど、公立保育園のあり方そのものって今後、どういった感じになるのかなっていうのは、まだ全然わからないところがあって、そのあたりの今後の推移っていうか、考え方っていうか、私立はどんどんふえていくっていうイメージがあるんですけど、そういった今後、全体的に見たときの考え方っていうのがあれば教えていただきたいんですけども。公立保育所に関してでもよろしいんですけども。

篠原久子健康福祉みらい部長

保育所につきまして、公立保育所につきましては、現在まだ待機児童がいるという状況でございますので、その待機児童の解消のために私立の保育所等の建設についてということで進めていただいておりますけれども、公立保育所についても現状では、維持していくというところで考えておるところでございます。

樋口伸一郎委員

ぜひ、私立保育所さんも頑張って、行政の施策に協力しながらやっていくと思うんで、公立保育所ってなれば、やっぱり模範っていうか、私立保育所さんからしてもリードしていったらなんぼかなっていうところも考えてますんで、できれば私立、公立全体で子供たちを保育する環境として考えていってほしいなっていうふうに思っております。

終わりです。ありがとうございます。

成富牧男委員

そうしたら、3点、とりあえずとなるかどうか、3点。

1点目は、さっき保育士不足の話があっていましたが、公立保育所、それからまた民間もそうですけれど、いわゆる、正規職員と非正規職員と言われる人の割合ですね、わかっただらお願いします。それが、まずそれ、1点目です。お願いします。

石橋沢預こども育成課長

公立保育園 4 カ園で、保育士についてのみでございますが、保育士については正規職員が現在 38 名、非正規職員が、これは嘱託保育士でございますが 33 名でございます。

成富牧男委員

今、民間出なかったんでわからないということだったんだと思いますが、この正規職員 38 名、それから、いわゆる嘱託職員 33 名と。

この 33 名っていうのは、任期っていうのは基本的にないんですか。

石橋沢預こども育成課長

嘱託職員ですので 1 年の任期にはなります。

成富牧男委員

済みません、聞き方が悪かったけれど、1 年任期の最長何年までっていう上限はないんですか。

石橋沢預こども育成課長

1 年任期の更新をされていておりますが、何年までしか更新できないとか、そういうことはございません。専門職であり、また保育士が非常に不足しているという状況でございますので。

以上です。

成富牧男委員

現場は結局、1 年更新で上限は今のところないということでしたけれども、結局、いつも思うんですけど、保育の現場っていうのは同じような仕事を、いわゆる給料でいうとこんな違う人がやらんといかんような感じになるわけですね、正規とそういう嘱託さんは。やっている仕事はほとんど同じだと思うんですね。

だから、そういう現場にはやっぱりこういういろいろな、微妙な問題が生じてくるし、それはやっぱり保育のほうに、実際の保育の中に出てくるんじゃないかと、必ずしもとはいいませんけどね。そういう問題があります。

それで、単純な質問ですけど、正規職員が多いにこしたことはないと思うんですけどそれはそれでいいんですか。その割合を、保育をする上において。

石橋沢預こども育成課長

正規職員につきましては、子供たちが入所したり、退所したり、変動、または、この年はこの年齢の子供が非常に多かったりとか、そういう増減がございますので、それに対して対応できる人数は確保していると思います。

非正規職員も半分近くいるところではございますし、また、日々代替えさんはこの中には入っておりませんので、実際に保育園の中にいらっしゃる保育士さんは、もう少し、若干多

いかもしれませんけれども、現状といたしましては、この人数で回せている状況ではございます。

成富牧男委員

もうそれ以上聞きませんが、私は正規の職員が、基本的に正規の職員で賄うという状態が一番いいだろうと。市役所の中だけがそうであって、保育所はそうじゃない幼稚園とではないと、私は思います。

それで、あと一つ、民間はちょっと把握されていないとは思いますが、保育所に限らずですけれど、委託っていうと安上がりだから委託、保育の場合じゃないですよ、一般的な話ですけれど、委託したら委託の先が見えんところがありますよね。

だからそこで、正規の職員とそれからいろいろな職種の……、いらっしゃいますよね。だから、そういう契約社員とか臨時社員とかなんかいろいろあります。そういう状態で働いておられると、そこにおる子供たちはどうなのかなと。

ただ、今回そうせざるを得ないような保育制度が変えられたという部分ももちろんわかりますけどね、やっぱり、正規職員をふやすということをは、別に、先ほど聞いた方針でふやさないって、いわゆる公の決まりがあるわけじゃないということだったので、ぜひそういうふうに願いたいと思います。

あと一つは5ページ、3款2項1目のファミリー・サポート・センター事業補助金、これ利用者の増加幼稚園と結構なことですけども、ここ、今どういう体制で、あらまし、簡単でいいです。職員体制とか、それから開いておられる時間とか、受け付け時間とか、何かそこら辺を教えてくださいませんか。

田中大介こども育成課子育て支援係長

ファミリー・サポート・センター事業につきましては、社会福祉協議会のほうに委託をさせていただいておりまして、子育てサービスを提供される方、子育てサービスを利用したい方、またその両方をされる方という登録のもとに、おおむね小学校3年生までの児童の方を対象として事業を実施しているところでございます。

そうしまして、今回補正予算をお願いしております件につきましては、そのうち、ひとり親世帯の方に関しましては、利用額の2分の1、上限1万円までとしまして月額の利用料の助成をしている分の利用者増に伴うものの補正予算でございます。

以上でございます。（「職員に対する」と呼ぶ者あり）

済みません、後ほどお答えさせていただきます。

成富牧男委員

とりあえず、最後の質問です。10ページの債務負担行為ですね。

社会福祉会館に係る指定管理、これは中身については、議案の中でまた尋ねることになると思いますけれど、私がずっと議員になってからお尋ねしていることがあります。それは、この限度額の欄の文言ですね。

指定期間における各年度協定額の総額と、私の理解では、この限度額欄にはわかる限りはやっぱり数字で入れるべきだと、3年間の額をですね。ああ違う、5年か。28、29、30、5年間ですね。

ところが、鳥栖市は結構この表現が多いんですね、指定期間における各年度協定額の総額と。

私は、ここの限度額の欄は、文言表示というのは、本当になるほどなど、これはちょっと文言で表示するのは難しいよねっていう、やっぱりそういうものじゃないといけないと思っているんですよ。

いみじくもさっき、ここに限度額をこういう表現をしておきながら、ちなみに平成27年度はということで、具体的な金額をおっしゃいましたよね。

さらに言うならこれが、何て言いますかね、新規事業やったらまだわかるとですよ、新規の。ずうっとこの聞きているけど、多分、平成26年度を聞いたらこれと似たような数字だと思うんですね。さっき言われた平成27年度、一千七百六十何万。平成26年度も同じような金額、ずっと大体5年間こういう金額、まあ少しは違いますが、基本は。

それだったら、何でその数字をここに上げられないのかなっていうのが、私がずっとほかの委員会でも言ってきたことなんですけれども、お答えをお願いします。

岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

これにつきましては、本来であれば明確な金額を計上して、記載するのが妥当なことかなという感じはしていますけれども、指定管理協定額について変動する部分、水道、電気、そのあたりの金額の変動がかなりございまして、その関係でなかなか上限が幾らと、そういった表現ができない部分もあります。

それで、この議案自体が3月に提案できれば、当初予算なりに協定額なりも入ったところにはなるんですけれども、時期的に指定の議案を計上する時に債務負担行為も同時に上げるという方法を鳥栖市の場合としておりますので、こういった形で提案をさせていただいているものでございます。

県内でも、対応はいろいろ、限度額を記載しているところ、してないところもあるようでございますので、そのあたりはこちらのほうの議案の提出の時期とか、そういった部分でこのような表現をさせていただいております。

以上です。

成富牧男委員

今のは、全然納得できません。経費的には、当初予算と言われましたけれども、実際はもうこの、今提案されている時点で、次も社協にお願いしようねっていうことを決められた時点で、相手方にも大体金額はこれぐらいでいくけんねっていう話はできているはずなんですよね。そうしなければ、こういうふうにして、相手が納得するはずないんじゃないかと私は思います。

当たり前ですよこれ。当然そうだと、向こうもいままでの金額、大体同じばってんよかかいて、まあ、しょんなかですね、よかですわいっていう話の中でいきらんと、そもそもここに、今度の条例案も提案できないんだと思うんですよ。だから、そうだとすればさっきのような説明はちょっと苦しいかなと。

だから、個別の、それから水道料をどうのこうの言われましたけれども、あそこは、季節的に何かめっちゃくちゃ変動要因があるようなところじゃないと私は理解しているんですけど。水道光熱費っていわれたかな、そういうのが物すごく変動する、年によって変動するような要素があるんですか。

それから、あと一つは、そういうのがあるとすれば限度額ですから、一定額の、だからいままでのずうっとの、平均の2割増しぐらいはしとっていいやないですか、そうしたら額をと、私は思うんですけども、いかがでしょうか。

岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

指定するにあたって、あくまで協定する場合、指定の申請をされる場合には、予算計画書なりはもちろん社協のほうからも御提出いただいております。

ただ、その申請していただいた額がそのまま協定額というわけでもございませんで、こちらのほうも財政上の査定とか、そういった部分を経て、なることとなりますので、査定についてはあくまでも当初の部分の査定になってしまいますので、そういった関係で記載していないということもございます。

それと、変動する分、先ほど光熱水費、そのほかの業務委託なりも社協のほうで独自にしておりますけれども、その委託料についても入札等による変動が過去においてもございましたので、そのあたりを見越したところでこのような表現をさせていただいております。

以上でございます。

成富牧男委員

ちょっと、もう少し認めてもらいたいんですけど。そう言われるなら、またこう言わないかんちゅう話になるんですよ。だから、それは限度額だからそれより少なかった分は全然

問題ないんですよね、これ限度額ですから。

もうこれ以上言っても、なんかさっき、請求はこれだけやけど、向こうからこう来るかもしれないけど、自分ところでこうされて、いろいろまだ申請が決まっとらん。それは実際、もう今の時点で、もうそこんところも決まったから出す、さっきの繰り返しですけど。これ、ぜひ全庁的な、ほかところもこういうのが出るんですよね。

もう鳥栖の場合は、言うなら鳥栖スタイルなんでしょうけど、ぜひ御検討を、こういう話が委員会であったということをしっかりですね、しかるべきところへ伝えていただいて、やっぱり全庁的に何か、改善できるものはそうしてもらいたいと。

それで、最後になりますけれども、例えばって、私が言うところの限度額表示は難しい、入れればどうかちゅうのを、これはもう何回も聞いた人もあるかもしれませんが、これは指定管理と関係ないですよ。

例えば、来年度事業で土地を買わんといかんと、それがまだ、候補地が3つぐらいあると。A地区、B地区、C地区、これどれに決まるかで、ここは単価が、例えば1,000円、こっちは3,000円、こっちは5,000円げなど。ところが、どこに決まるかわからんとその候補地が。そういう時であれば、やっぱり限度額ちゅうのは難しいと。私が勉強したところでは、そういう例を出してありましたけど、私はもう、こういう文言表示ちゅうのは極めて限定的にすべきだということを重ねて申し上げます。

以上です。

内川隆則委員

関連です。

これは、指定管理者制度っていうのは入札方式じゃないとかい。

岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

指定管理人というのは、入札という契約の形態ではございませんでして、あくまでも指定という処分行為、行政の処分行為という形をとっております。

したがって契約ではなくて、協定額という表現をしております。

内川隆則委員

それは言葉のあややろうばってんたいね、幾らで契約するかしないかはさ、向こうの都合もあろうし、こっちの都合もあるわけやけん、それは、やまびこ山荘だってそういうふうにしてやっとなるわけやけんが、その金額ちゅうのははっきりしとるはずよ。その上限、下限が出てくるといのは後の補正の問題でもできるわけやけん、ほかのやつはしよるわけやけんさい。

それはきちんと、当初予算で明らかにされるべきであるし、そうずっと普通、普通その場

合はあるはずと思うけど。(発言する者あり) ほら、隠すわけじゃないわけやろう。

なあなあ、まあまあで、ああ、あんたの都合でよかばいちゅうわけじゃなかつちやろう。

岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

指定にあたりましては事業計画なり、提出いただいて、その審査をした上で指定管理の指定をするわけでございます。

それで、成富委員がおっしゃるように、おおよその金額というのはある程度はわかりますけれども、そのあたりで、今後の5年間の変動額というところで、なかなか鳥栖市の場合はこういった文言の表示をしていると。

先ほど、内川委員おっしゃったように金額については平成28年度、初年度につきましては当然、当初予算のほうに指定管理料のほうははっきりした金額を計上する予定になっております。

以上です。

内川隆則委員

だからたい、だから当初の予算のまま12月まで出しておいて、3月補正でこういたしましたというふうに書き換えればいいわけであって。それ、12月まではそういうふうにして、あきらかにすべきじゃないとそれは。なあなあ、まあまあにあんたたちしよっとやろうもんちいって疑われても仕方ないよ、それは。

岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

おっしゃられた分につきましては、関係部署に御意見、御要望としてあったことをお伝えしたいと考えております。

以上でございます。

樋口伸一郎委員

済みません。5ページからお尋ねです。

款3の23の償還金利子及び割引料のところで、右側の説明欄の一番下に、婦人相談員活動強化事業精算による返還金ということで、1,000円の頭出しみたいな形でしておりますけれど、これ、今後この定例会以降にこの額は確定するっていうところなんですか。ちょっと説明をお願いします。

田中大介こども育成課子育て支援係長

こちらにつきましては、平成26年度の旅費で残が発生しておりまして、その旅費1,000円の返還、1,000円だけの返還でございます。額の確定を受けたことによる返還ということで、このようになっています。(「確定なんですか」と呼ぶ者あり) はい。

樋口伸一郎委員

ありがとうございました。

じゃあこれ、別に何の意味合いもなく確定額が1ということでもいいですね、何の意味合いもなくって言ったら失礼ですけど。はい、わかりました。

あと、済みません、9ページに飛びまして、13の委託料で、(仮称)健康スポーツセンター設計等委託料が、結構、2,959万円まで、かなり減ってまして、最初は約20億円に対する5,000万円というところで認識していたんですけども、こっだけ減ったということは、大体設計料って、総工費の割合に対して幾らっていうのがあるんですけど——3%でしたかね、大体——わかんないですけど、それくらいの割合もあると思うんですけど、この約3,000万円ぐらいのプランになってくるっていう考え方でいいんですかね。

石丸健一健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

あくまでも内容の変更はいたしておりませんで、業者を選定、指名競争入札をしております。それで、指名競争入札をする中で、指名基準の条件として、過去同じ、約3,000平方メートル程度の施設規模を考えておりますので、ほぼ同じ規模の業績が複数以上ある業者とかというふうに条件をつけさせていただいております。

ですから、いろんなノウハウもお持ちの業者が入札に参加されておられますので、これは一般質問でも実は御質問がありまして、お答えさせていただいておりますけれども、推測なんですけれども、そういうノウハウがあつて金額を——企業努力といいますか、で落とされたのではないかと。

それからあと、時期的なものとかもあつたかにはお伺いしておりますけど、実際、なぜそのような金額になったのかというのは企業さんの中身で、業務内容が変わっているということではございません。

樋口伸一郎委員

わかりました。

内容っていうか、実際着工した後の内容は変わらず、企業さん独自のノウハウで金額が下がったということですね。

僕は、この額の減り方を見てちょっと心配になっていたところが、例えばなんですけれど、外側と内側にプールをつくと仮定したら、外側はステンレス等のこう、多分それなりに風化にも耐えられるような仕様になると思うんですけど、例えば中身の仕様とかで、極端な話、ステンレスプールとプラスチックで分けて金額を落とすようなやり方を設計上されていたら、やっぱ、建てるのはいいんですけど、その後のことを考えてないような仕様になっちゃうんじゃないかなあとか、そういう懸念をしていましたので、できるだけ、この金額は安くなることはいいんですけど、その仕様自体は落とさずに、きっちりステンレスで長くもつよう

なものを設計は安くなってもきっちり行政側としては提案をしていってほしいなと思ったんですけど、そのあたりは、もう大丈夫ですかね。

石丸健一健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

工事費が幾らかかるといのは、設計をする段階で出てくるものですので、今回の設計業務のこの金額については、材質をどうするかということはまったく影響はございません。今現在、基本設計の素案の検討を行っている状況で、今おっしゃったような、その材質についても種々検討しております。

コストが安いというのも非常に魅力的ではございますけれども、今申されたような耐久性、安全性、それからランニングコストも含めて、最終的にどれがいいかというのは判断してまいりたいというふうに考えております。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

今後も、そういった高連携性っていうのは基本取りながら進めていくっていうふうに認識していいんですよね。

設計上は、今設計の素案を出しているっていうことで、資材関係に関しては、まだ、実際わかんない、わかんない部分っていうのもあるかと思うんですけど、今後、こういった行政側はこういうふうに考えているので、耐久年度とか、ランニングコストとかも含めて、こういうプランでいきたいというような提案とかを出していける場っていうのはもう、ずっと持ったまま、基本任せっ放しじゃないっていうことでは考えていいんですよね、確認なんですけれども。

石丸健一健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

設計業者からもいろんな御提案は、実際受けておりますし、市のほうから逆に、こういうふうなものを入れてくれとか、ここは必要ないとか、そういう協議の場というのはもちろん設けて、私どもとしては、先ほど申し上げたように業者さんがいろんなノウハウを、実績をお持ちですので、そのいいところを取り入れながら、鳥栖市に見合ったといいますか、そういう、よりベターな施設となるよう考えてまいりたいというふうに思っております。

西依義規委員

収入のほうは3ページ、支出のほうは5ページなんですけれども、高齢者福祉乗車券助成の事業ですが、収入が16万8,000円、支出のほうは120万円、現在の、去年は500名という実績でいいんですかね。

ことは、何人ぐらいを見込まれて、この事業をどういうふうに検証され、この事業は、要はうまくいっているのかどうか、使われているのか、もっと言うならあと例えば5年後、

10年後、高齢者の方がどんどんどんどんふえたとき、この事業はこのやり方で、今770万円の予算ですけれども、これが1,000万円、1,500万円、2,000万円、3,000万円になってもこの事業を続けられるのか。

あと、この事業自体が、例えば交通弱者の移動手段の確保に努めますという基本目標のもと、やられていると思いますけど、この交通弱者っていうのが果たして高齢者だけなのか。子ども・子育て等を掲げられている部として、例えばこれを子ども・子育てのほうに、例えば車、自家用車持っていない方々のお母様とか、そういったところまで広げて、交通弱者というのを、なぜ高齢者だけというふうにされているのか。

以上、何点言ったですか、3点、4点言いましたけれども、お願いします。

岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

予算的なもので申し上げれば、平成25年度が約……、券の発行枚数ですけれども、100円券、150円券、160円券というのがございまして、平成25年度で総枚数が4万9,973枚出ております。

それと、平成26年度が6万121枚の発行をしているような状況で、今年度につきましては、10月現在で3万9,579枚の券の発行利用をされているようです。

年々、利用者数については増加をしております。

将来的に、助成金が幾らになったらどうするとか、そういったところまでは今のところございません。

以前あった高齢者福祉のパス、無料パスの分がこちらのほうに福祉乗車券の助成金という形に変わったものでございますので、今、社会福祉課のほうとしては、あくまでも市内の75歳以上、もしくは免許証を返上された70歳以上の方を対象として、この事業を進めております。

子供までそういった、交通弱者という部分では、あくまでも高齢者を対象と考えて今の事業は進めておりますので、その後、交通弱者ということで広く範囲を広げるかどうかについては、今のところでは、私の担当部署としては現時点ではないということでございます。

西依義規委員

いや、例えば今度、総合計画が見直しの時期で、交通弱者の項目に高齢者福祉乗車券を入れているのであれば、高齢者福祉のための事業ならいいですよ、全く。

だけど、見ると、いや交通弱者、いろんな弱者の中に高齢者っていうのがちょっと、僕はそれだけで果たしていいのかと思うんですけど、それはどこですか担当は。

そういうのに、例えば交通弱者に対してそういった要望があって、もっと言えば、これ議事録に載るんであんまり言いにくいんですけども、高齢者に手厚い制度、5,000円券を

1,500円で買えるんですよね、3,500円市があげているんですよね。

これが果たして、先ほどの保育士さんの話でも、結局バランスで、やっぱこっちの手厚すぎる制度はちょっと押さえて、やっぱこっちのほうにいくとか、やっぱそういう、何か全体的なこう（「子供には選挙権のなかけん」と呼ぶ者あり）、まあまあそうそう、僕の意見として聞いていただきたいんですよ。そういった考え方もあるんじゃないかなと思いますけど、これ以上、多分答えは出ないんで。

それともう一つ、ちょうどタイミングが、消防関係の結構ふぐあい、修繕が多かったんですが、これは時期的にこの時期に集中する、何年に1回とかあるんですかね。点検の度合いとか、指摘。

3つあったです。保健センターと文化会館とサンメッセと3つあるんですけど、これ、課として部として、この時期に一斉にあるのか全部、ほかの施設はまた担当が違うと思うんですけど、この辺の点検状況のサイクルっていうか、そういったのを教えてください。

村山一成文化芸術振興課長

まず、文化会館と定住・交流センターについてお答えを申し上げます。文化会館につきましては、6カ月に1回の点検を行っております。これは委託業者によるものでございまして、9月と3月の2回、点検を行っております。

また、定住・交流センター、サンメッセにつきましては、8月と翌年2月、消防法に基づきまして年2回の点検を行っております。詳細なふぐあいについては、その報告書によって把握をしているところでございます。

なお、詳細な、例えば誘導灯の電気切れであったり、そういうものは通常の職員による点検によりまして目視によって発見した場合は、速やかに交換をするようにいたしております。

以上でございます。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

健康増進課でございます。

保健センターにつきましても、年に2回、消防設備点検を行っております。今回のふぐあいにつきましては、8月の末に点検を行ったときに指摘をされたところでございます。それで、消防設備につきましては年に2回になっておりますけれども、ふだんからは目視による点検を行っております。

以上でございます。

西依義規委員

8ページに、先ほど文化会館と定住・交流センターの、ずっと金額は書いてあるんですけども、金額の問題かということ、272万6,000円と、27万円じゃないですよね。

では、再開いたします。

篠原久子健康福祉みらい部長

午前中、こちらの委員会のほうに提出しております委員会資料の件で、成富委員からの御意見がありました、補正前、補正後の記載については、今後は記載できるものについてはしていくということで、お答えをさせていただきます。

中川原豊志委員

はい、ありがとうございます。

石橋沢預こども育成課長

同じく、午前中に成富委員からお尋ねのあったファミリー・サポート・センター事業の件ですけれども、職員体制は、常勤が1名、非常勤が1名となっております。

村山一成文化芸術振興課長

西依議員から御質問が午前中にございました件について、お答えを申し上げます。

まず、文化会館、並びに定住・交流センターの直近の修繕の状況でございますが、本年度、10月に文化会館におきまして誘導灯のふぐあいの修繕を行っております。

また、定住・交流センターにつきましては、11月に、同じく、誘導灯のふぐあいがございまして、そちらの修繕のほうを行っているところでございます。

また、定住・交流センターで今回、補正をお願いしております、272万6,000円の内訳についてのお尋ねでございますけれども、まず、消火器につきましては、2本、内容の更新を行うために、取りかえをいたします。

また、屋内消火栓ホースにつきましては、今回22本交換をいたします。これは、サンメッセにございます消火栓、屋内消火栓ホース全てでございます。これらの有効期限が10年となっております、その有効期限に合わせて全部を取りかえることにいたしましたものでございます。

それから誘導灯につきましては、誘導灯の本体部分のふぐあいがございましてそちらを36台、それからプレート部分が割れたり焼けたりしている部分がございまして、また、費用の内訳についてでございますけれども、消火器については、処分費も含めまして6,500円のもの2本分。

それから、ホースにつきましては、1本9,000円のを、先ほど申し上げました22本分、また、残りにつきましては、誘導灯の本体、リニューアルプレート、これは大きさ、形、形式によって価格が異なりますけれども、誘導灯につきましては3万円、4万円、11万円、6万円というふうに、ちょっと大きさ等によって価格が異なります。

また、リニューアルプレートにつきましては、7,000円から1万8,000円ということで、

これも幅がございませけれども、そちらのほうの取りかえを、また、切れかかっているもの、今後切れかかる、切れるおそれがあるもの、そういったものは、一斉に今回、修繕を行いたいということをお願いしたものでございます。

以上でございます。

中川原豊志委員長

今、御説明がありました。

あと、質疑のほう、引き続き行います。

西依義規委員

わかりました。詳しくありがとうございます。

ただ、今のお話聞いていると、通常の点検等じゃなくて、どっちかちゅうと10年たったからとか、年数的な消耗であると聞こえてきたんですが、それが、もう今さらの話、当初じゃなくてこの補正っていう、この12月の段階で、出てきたことについてちょっとまた、例えば消火栓ホースを22本10年でかえるなんて、ひょっとしたら5年前からわかっていることですよね。

それは、この補正という形で出された理由は何か、例えば急に何かの点検が入ったとか、何かの国の法律が変わったとか、何か外部的要因があるのか、それとも、ただ単に、あらちょっと11月してみたらこうなったんですよ、補正しますってなったのか、何かその辺のもうちょっと、この補正予算の正当性について少し、お願いします。

村山一成文化芸術振興課長

西依議員の御質問にお答えいたします。

まず、今回計上させていただきました消火器屋内消火栓ホース、蓄電池、誘導灯等につきましては、8月の下旬に行いました、その中の指摘事項によりまして、早急に変えたものが多いということで指摘あったために、今回、補正予算でお願いするものでございます。

以上でございます。

西依義規委員

必ず要るものなんで、文句つけるつもりもありませんけれど、今後、例えばこの誘導灯に関しては、今現在危険性はないのかどうか、という質問だけちょっとさせてください。

村山一成文化芸術振興課長

お答えいたします。

現状におきましては、誘導灯につきましては、中のサインが熱によって焼けたために見えにくくなっていたり、あるいは、割れていたりといたようなところで、電気につきましては問題はないというふうには認識しておりますが、物によっては、中の電源のコネクターが

熱で溶けて、今後故障する恐れがあるという御指摘があったり、また、停電時に予備電池が作動いたしますが、その電池の部分がもう切れかかっているということで、できる限り、人命にかかわるものでございますので、早期に対処したほうが良いと考えまして、今回補正をお願いしたものでございます。

中川原豊志委員長

ほかございますか。

国松敏昭委員

4 ページですけれども、民生費、社会福祉費、障害者福祉費、扶助費。12 月補正、これは大きいか少ないかはちょっと別にしても、わかりませんが、6,000 万円出ておまして、内訳は障害者自立支援医療費、障害児施設給付費、障害児自立支援給付費ということで、それぞれ 1,400 万円、2,700 万円、1,900 万円ということでございますので、ちょっとこれじゃ、漠然としているし、本当にどういうふうな形で扶助費が使われているのか、その状況が、わかる範囲で結構ですけれども、教えていただきたいと思います。

岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

扶助費の分で障害者自立支援医療費ですけれども、この分につきまして、18 歳以上の障害者の自立支援医療の医療費の増加に伴うものでございまして、今回ちょっと特殊な要因と申しますか、生活保護受給者の方で、透析を受ける方、ほかには心臓手術などの分で医療費が大幅にふえております。

その分の補正を、自立支援医療費のほうは補正を、それとあと、自立支援の給付、支援給付金のほうでございますけれども、こちらにつきましては、就労継続支援事業所の利用者が増加しておまして、前年度に比べまして、就労継続支援 A 型の事業所が、月平均、去年が 52 人であったのが、平成 27 年度につきましては、61 人を予定しております。こういった形で、月々の利用者増が見込まれることから今回補正をお願いしております。

それともう一つ、自立支援給付費のほうですけれども、こちらについては、障害児施設給付費のほうですけれども、こちらの分も利用者がですね、障害児通所施設や入所施設におきまして、障害児の増加が大幅にふえております。

月平均で申し上げますと、平成 26 年が、208 人が 251 人まで増加しておりますので、その関係で今回、補正をお願いしているところでございます。

国松敏昭委員

それで、先ほどの、今どの方か言わたように、これは見込めない、当初でのそういう、これはこういうやり方やっておられるかどうか知らんけど、その辺は、どうなんでしょうかね。当初からの、予算は組めないとでしようかね。そればまず、お聞きしたいんですが、その辺。

補正でしかできないのかという話です。

岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

扶助費につきましては、当初の段階では、予定といたしますか、ふやしたところで当初はしておりますけれども、予想以上に利用者の方の増加が多かったということで、今回補正をお願いするものでございます。

国松敏昭委員

もちろん人口、それからいろんな要素でふえてくるというのは、想定はされるでしょうが、今後のこのような、扶助費に対する考え方は、もしくは、国とのつながりの中で、組み込まれているんでしょうが、今後の状況をどのように、今の立場で……。

岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

扶助費、こういった障害者の自立支援給付金につきましては、もうここ数年もちろん国庫補助なり県の補助なりもそれなりにふえてきております。それに伴い、もちろん市のほうの負担も今後ともふえていることが当然予想されます。

それにつきましては、国、県なりの補助なり負担金の充実については、こちらのほうからも要求してまいりたいと考えております。

以上です。

国松敏昭委員

ちょっとしつこくなりますが、そうしたら、そういう推計みたいな、将来的、そういう何ていうか、めどってというのは立てられておられるかなと。把握されとるちゅうか、ちょっと質問があれですけど。

今のようにふえてくると、現状ふえているんじゃないですか。今後ね、人口増とか、あといろんな要素の中で、これ金額上がってくるのかなという、そういう、目安か、想定ちゅうかな、その辺は、お考えなのかなという思い。

岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

今国松委員がおっしゃられた分につきましては、障害福祉計画でサービスの予定数量を見込んでおりますので、当面、3年間の計画で、障害福祉計画を策定しております。その中で、今のところ、3年間については増加を見込んだところで考えているところでございます。

国松敏昭委員

もう一点いいですか。

国松敏昭委員

先ほどの、午前中にもお話ありました、10ページの債務負担行為の件ですが、重複するかもわかりませんが、ちょっとこの中身について、限度額等の指定期間における各年度協定額

の総額という、漠然とっていうかな、こういうことで、表示されておりますが、もともと社会福祉法人に係る指定管理料という、今回、もともと指定管理者というのは、少しは理解しているつもりですが、この辺の目的というか、今後、限度額等々の考えがここに出ておりませんが、その辺やはり、こういう形でしかできないのかなという思いがありますが、その辺の捉え方っていうか。指定管理料ついて。

岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

もともと指定管理というのが、以前の旧地方自治法 244 条の 2 の管理委託という公共施設、公の施設の管理委託というものが、地方自治法上定められておりましたけれども、それにつきまして、公共的な団体、あるいは公共団体について、公の施設が委託ができると、そういった定め方になっておりました。

その後、指定管理者制度が導入されたのは、広く民間に門戸を開くということで、民間の経営ノウハウなり、民間活力を公の施設に導入し、経費の節減、サービスの充実ということをもって、指定管理者制度が導入されたものでございます。

ただ、指定管理者制度も鳥栖市の場合、平成 18 年から、社会福社会館はしております。

そのほか、全国的にはいろんな公の施設が指定管理者制度を導入されておりますけれども、その中で、悪い言い方をすれば、安かろう悪かろうという的な指定管理のあり方になっている部分があるんじゃないかとか、そういった指摘も、制度、何年かたった中で出てきているようでございます。

その中でも、あくまでもサービス、経費の節減という部分にばかり目が行くわけではなくて、あくまでも住民サイドにとってのサービスの充実というのが、指定管理制度の導入に当たっては求められるものという区分に認識をいたしております。一番重要なことが、単純な民間委託で経費の切り捨てとか、そういった考えではなくて、第一に、あくまでもサービスの向上というものを念頭に置いて、指定管理者制度は運用していくべきものと考えております。

それと、限度額、午前中にも成富委員なり内川委員のほうから御指摘がありましたけれども、きちんと、限度額などをお示しした上で、指定管理という、導入といいますか、指定管理の指定等をすべきではないかということは、確かにおっしゃられるように、明確な金額なりが、目に見えたものであればわかりやすいかと思っておりますけれども、現時点で鳥栖市のやり方として、このような、議案の提案の仕方をせざるを得ないというふうな状況になっております。

今後また、御指摘のあった御意見につきましては、関係部署とどのような形にしていくか、協議はしていきたいと考えております。

国松敏昭委員

お答えはそのとおりだと思います。

そいでよく聞くんですけど、いろんな方から、鳥栖市は指定管理者制度、余りにも、それを利用されてないという、他県の話をする、福岡県なんか相当、いろんな形で、そういう指定管理者制度を利用して、ある面では民間、さっきおっしゃったように民間に門戸を開いて、よりサービスの向上を図ってあるという事ですが、余りにも鳥栖市の場合、逆戻りになったようなケースもあるんじゃないですか、現実には。その辺で、他市の状況をどれだけ検討されたのかなという思いがあります。

だからその辺を、お答えできればお答えいただいて、いや、もうちょっとその辺が、足りないなという思いがあります。

だから今、私の知る限りでは、栖の宿かな、あれくらいだと思う、本当の民間は。あと全部、準的なもので今進めてあるということだと思いますが、その辺の先進地の事例等はどこまで参考されたのかなという思いがございまして、それに対してお答えがあったら教えてください。

岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

私ども社会福祉課として把握している分につきましては、単なる地域帯、やまびこ山荘、旧やまびこ山荘等の利用料なり使用料を取る施設ではございません。

社会福祉会館につきましては、ちょっとよその施設の分について把握はできておりませんが、使用料等が発生しない社会福祉会館とか、そういった総合的な福祉のセンターとか、そういったものについては、指定管理制度の導入はされておりますけれども、やはりどちらの団体も、社協が中心となって運営をされているのが多いような状況でございます。

特に社会福祉会館は利用料金が設定されておりませんので、運営することによって利益が生じてというような施設ではございませんので、どうしても、そのような施設については、社会福祉協議会なりそういった、公共的な団体が指定管理の中心になってくるものであろうと考えております。

そのほかの鳥栖市の施設は多々ございますけれども、指定管理を導入することによってサービスが向上し、経費の負担も減るというものであれば、もちろん、指定管理者制度を導入するにこしたことはないと思いますけれども、直営でも経費の節減できてサービスの向上ができればもちろん直営で運営するものも、選択肢としては直営も、経費、サービスの面からは十分選択肢に入るものと考えております。

以上でございます。

成富牧男委員

ちょっと、重複せんごと、今の指定管理者制度の答弁の中で、鳥栖市としてできない、簡単に言うと鳥栖市として、今はそういう、逆に言うところいうやり方が一般的だっていうふうに言われたと思いますけど、これ、どこがそういうふうにせんといかんって言っているのか、部署で言うたらどこになるのかちゅうことですな。

いや、指定管理じゃなくて、限度額の話です。ごめんなさい、限度額の話。

岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

予算議案ですので、主となるのは、財政課ということになるかと思います。

成富牧男委員

財政課になると思いますということを確認させていただきます。

では、あと余り……、なるべく簡潔になるように、答えも1回で終わるように、お願いしたいと思うんですが3ページの先ほど西依議員から出ていました、高齢者福祉乗車券負担金に関連してお尋ねをします。

よく私が高齢者の方と接して、もう、一回物すごく文句言われたのが、あんたこがんとばもろうたっちゃ、あんた、うちん前はバス通りよらんとよって。なあにんならんで、もう本当、怒って言われました。

そういう、何を言いたいのかというと、今こっち、いわゆる公共交通の計画がありますよね。建設部の、建設部やない、何か、建設経済に属する、国道……、国土交通省やない、あすこですな、ちょっと正確に言うてください、教えてください。

中川原豊志委員長

国道・交通対策課。

成富牧男委員

国道・交通対策課が担当しているところですけど、やはり、これ要望ですよ。だから、今ちょっと別な視点からさっきは言われましたけれども、計画に掲げてある一つの重要、一つの柱は、やっぱり高齢者の足を確保するっていうのを明確に書いているんですよ。だから、あれはやっぱり高齢者、ある意味高齢者、高齢者対策なんですよ。

だから、高齢者福祉計画を実現する立場に立つならばですよ、とにかく、やっぱり高齢者施策——高齢者施策ちゅうのは別に福祉、ここだけあるわけないわけですから、全庁的にあるわけですね、それぞれのところで高齢者の施策があるわけですから——、いわゆる公共交通の計画については、そういう、高齢者の施策だという立場で、もっと、やっぱり、社会福祉課のほうが、プッシュするちゅうか、私が今まで一般質問した中では、あれ平成32年を一応おおむね10年ちゅうことで期限にしとるということでしたけれども。今のままやったら多分、もうぎりぎりまで動かんでからばたばたつくって、はい継続的なみたいなしかなできないの

やないかというちょっと思いをしていますので。高齢者施策の一環であるミニバスとか、いわゆる公共交通を、これをやっぱり高齢者は高齢者担当のほうからやっぱり、はよせんかと、こういうふうに、見直すならもっとはよ見直せとかですね。

そういうやつは、高齢化率ちゅうとは、平成 32 年度はもう 4 人に 1 人が 65 歳やったでしょう、上回りますよね。だから、遅過ぎらんごと、ぜひプッシュをお願いしたい。

それと、次は健康。(仮称)健康スポーツセンター、さっきのやつとちょっと重複しますが、私が確認したいのは、これが総務文教にあるときには、いろいろ意見が出まして、拙速に事を進めないで、一言で言えば。

したがって、お尻を平成 30 年度に、もう絶対このときに——これ市長の任期やらとちょっとかぶるんやったかな——するんだちゅうことじゃないですよねちゅうたら、まあ簡単に言うと、こだわりません、というような答弁をいただいとるわけですけど、それはもうそのままでもよろしいんですか。

石丸健一健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

目標としては平成 30 年度としております。

ただ、基本設計について、まだ、先ほども若干お話ししましたけれども、今、基本設計の素案の検討中のございまして、まだ基本設計自体に入っておりません。

それで、かなり時間が、いろんな、例えばアンケート調査とったり、例えば水泳連盟のお話を聞いたり、ほかの方のお話を聞いたりとかという形をとっておりますので、そこにちょっと時間を、今かけている状況でございます。

成富牧男委員

十分に時間をかけていただきたいというのが私の意見です。

次は 4 ページ目の障害福祉の扶助費のところですね。

個別の話じゃないんですけれども、来年かな、障害者総合支援法。あれ、5 年見直しがあるようにすぐ始まりますよね、法律の一部見直し。

それともう一つ、差別解消法が施行される平成 28 年度。

二つ、大きな。

何か簡単でいいですので、来年度からこういうところがこういうふうになるんだよって、大づかみでいいですから、障害者にとってどうなるのかという立場ですよ、そこんところがわかれば、まだ今国でがっちゃんがかっちゃんやりよところですよということであれば、そういうことでも紹介していただければと思います。

特に、法律の見直しのほうですね。

緒方 守社会福祉課長補佐兼障害者福祉係長兼障害児通園施設園長

障害者総合支援法につきましては、平成 25 年 4 月に施行されまして、3 年を目途に内容等の見直しを今現在検討されている最中でして、細かいところにつきましては、今の段階ではまだ示されていない状況にあります。

また、障害者差別解消法につきましては、平成 28 年 4 月から施行されるということで、障害をお持ちの方の差別を解消する、社会的障壁をなくすような取り組みが必要になってくる形になります。

以上です。

成富牧男委員

まず、最初のところから言いますと、今現在、法律が施行された 3 年間で、ここら辺はちょっと、国はこげん言いよったばってんが、ちょっとここら辺はどぎゃんかしてほしいなとか、そういうのはないですか。特に、今困っている分みたいな、簡単に言うと。そういうのはないでしょうか。実際やって、事務進めている中で。

なければ、もうないでいいですよ。

緒方 守社会福祉課長補佐兼障害者福祉係長兼障害児通園施設園長

今、鳥栖・三養基地区で、1 市 3 町で、自立支援協議会というつくっております、その部会の中でいろいろな御意見等いただいているんですけども、その中で上がってきてる分が、特別支援学校への通学については補助制度がないということで、さまざまな御意見をいただいております。通学バスですとか手当等が、補助対象にならないかとか、そういうお話をいただいているところでございます。

成富牧男委員

確かにもっともな現場の声だと思えるんですけども、多分公的な、いろいろな期間っちゅうか、市長会とか知事会とか、さまざまな形で、意見の反映をされていると思いますけれども、ぜひ、それ注視、よく言われるのが注視すると、国の動向を見守ったらいかんのですよね。国の動向にかんでいかにゃいかんのですよ。

私たちが一番、皆さん方が、行政の一番、市民と接するところにいらして、大変なことも市民の要望もわかるわけですから、見守らんでですね、ぜひ機会を捉えて、どんどん言っていただきたいなど。

それと、これはまた別の場で言いますので。

以上です。

樋口伸一郎委員

成富委員さんとちょっと関連します。

4 ページの一番下のほうの、扶助費についてちょっとお尋ねなんですけれども、まず、数

のお尋ねからなんですけれども、今現在この対象となっている施設と、そこを利用している人数と、全体数、障害者の数がわかれば教えていただきたいんですけれども。

わからなければ後でもいいです。

緒方 守社会福祉課長補佐兼障害者福祉係長兼障害児通園施設園長

まず一つ、障害者自立支援医療につきましては、今現在利用されている方につきましては、約 240 名という形になります。

続きまして、障害者施設給付費につきましては、先ほど、次長のほうから話がありましたように、月平均で、昨年が 208 名だったのが、ことしから 251 名という形になっています。

続きまして、障害者自立支援給付費につきましては、この分は延べになるんですけれども、平成 27、26 年度の実績で言いますと、9,727 件の利用がっております。ことしの見込みで言いますと、1 万 50 件程度という形で見込んでいるところでございます。

以上です。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

そしたら今回の補正に関しては、医療に関してが 40 名と、障害児施設給付費が月平均 250 名の 5 事業所ということで、その人数に関してだけの補正ということでもいいんですかね。それとも全体数に関する補正なのか、教えてください。

緒方 守社会福祉課長補佐兼障害者福祉係長兼障害児通園施設園長

先ほどの 5 事業所というのは鳥栖市内という形になっていまして、実際近隣の施設等も使われていらっしゃる。

今回の障害児施設給付費で伸びが大きかった分につきましては、平成 26 年度に、鳥栖市内で言いますと若楠児童発達センターというのが新しくできまして、そこで約 500 万円程度、児童発達支援で 500 万円程度、放課後デイで 500 万円程度見込んでいます。

また、近隣で、平成 26 年度に小郡市で、風の丘という事業所ができていまして、その利用者が現在、当初が、5 名程度だったのが 9 名程度までにふえていまして、4 名程度増ということで 500 万円程度、また、小郡市でライクポットという放課後デイの事業所が平成 27 年の 3 月からできていまして、利用者が 10 名程度ということで、1,000 万円程度の増の見込みをしておるところでございます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

この判断基準といいますか、ここ、どういった対象のところこの補正額を出しているというような基準があるんですか。

いろんな事業所があると思うんですけども、この補正に関する歳出をするに当たるまでの根拠づけみたいな基準が、判断する基準があるんですか、全体 6,000 万なっていますけれども。

イメージでは、申請をしたらもらえるものっていうのとか、いろいろあると思うんですよ。申請をしなくてもこっちから出している、いつも出しているようなところ、マンネリ的に出しているようなところとかあると思うんですけど、そのあたりの基準っていうのは何かあるんですか、線引き的なものは。

緒方 守社会福祉課長補佐兼障害者福祉係長兼障害児通園施設園長

この分につきましては、今現在、障害児も者も、サービスを使う前に、計画、サービス等利用計画というの全ての方につけるようになっておりまして、その中で、専門の相談員が計画等練る形になります。そういうところの実績等見ながら、どういう事業所を利用するかと、そういうところを見ながら、補正等を組みせていただいているところになります。

樋口伸一郎委員

ということは、この時期のこの補正額という、大体毎年変わなくて、これくらいの額が出ていくっていうことになるんですか。それとも、もう年々わからないけども、そのときに応じて変わってくる額になるんですか。

結構額が大きかったんで、そのあたりの、ちょっと詳細的な説明を少し補足していただければと思うんですけども。

緒方 守社会福祉課長補佐兼障害者福祉係長兼障害児通園施設園長

特に障害児施設につきましては、毎年、新規の建設等もあっています。また、今現在も鳥栖市でも何件か、建設したい等のお話もいただいているところです。

そういうところで、当初見込んでいる以上に、利用者等がふえた場合に補正等を行わせていただいていると、補正等の計上させていただいている形になります。

西依義規委員

説明があったかもしれませんが、済みません、聞き逃して。

7 ページのシステム改修委託料の妊婦健康診査、どんなシステムがどういうふうが変わったから 54 万円という内容を。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

健康管理システムにつきましては、保健センターで行っております健康診査——成人も母子も含めてですけども——その受診結果を全部管理して、あと予防接種の履歴とかも管理しまして、予防接種の受診勧奨とか、個人通知を出しているシステムになっております。

その中で、妊娠、妊婦の健康診査の結果等も管理しているわけなんですけれども、今回、

地方自治法 244 条の 2、第 6 項の規定により、市議会の議決を求めるものでございます。

市社協の概要につきましては、議案参考資料を御参照いただきますようお願いいたします。

指定管理者の選定につきましては、平成 24 年 10 月 3 日に開催しました行政改革推進本部会議におきまして、指定管理者制度に係る基本方針の運用について、協議を行っております。

その結果、社会福社会館は非公募による選定で、鳥栖市社会福祉協議会を指定し、今後も指定管理制度を運用していく施設とするとして方針を決定いたしております。

今回の更新に当たりまして、本年 9 月 29 日に行政改革推進本部会議を開催しまして、改めてこの方針を協議し、市社会福祉協議会は、平成 28 年度から会館の指定、指定管理者として、協定書、事業計画書等に沿って適正に指定管理業務を行っております。

利用状況は安定しておりまして、良好な運営状態を維持しております。

また、市社協自体の経営状況につきましても、平成 26 年度の決算状況から、今後とも安定的かつ継続的なサービスの実施が見込まれております。

社協につきましては、長年の地域福祉活動等の実績がございまして、各地区社会福祉協議会との連携とともに、多くのボランティアや民生委員・児童委員等の地域の住民の方々と連携しながら、地域福祉活動の積極的に推進していただいておりますことから、市民にも高い信頼を得ている団体ということが出来ます。

したがいまして、社会福社会館の管理を引き続き行うことにより、安定した行政サービスの提供、また、地域福祉の推進が期待できますので、引き続き、平成 28 年度から 5 年間で指定管理者としたいため、今回提案しているものでございます。

以上です。

中川原豊志委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。ございますか。

成富牧男委員

まず、これはさっき、説明の中でちょっとありましたけれども、非公募っていう、非公募の根拠。

それ、条文上で、一応確認したいと思います。

岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

先ほど御説明いたしましたように、鳥栖市の行政改革推進本部会議におきまして、指定管理者制度に係る基本方針というのを定めておりましたので、その運用について、具体的に協議を行っております。

当時の指定管理の対象となった 3 つの施設ですけれども、滞在型農園施設と社会福社会館と体育施設等もございましたけれども、その中で、体育施設については直営という形になり

ましたし、滞在型農園施設については、公募をするということで方針が決定をしております。

その中で社会福祉会館につきましては、利用料金等の設定がございませんので、市場原理、今後も利用料金なり設定する可能性は低いとしております。市場原理というものが働く要素がまずないだろうと。今後も利用料金なり設定する可能性は低いとしております。

それと、実績といたしましては、社会福祉協議会、昭和 43 年から鳥栖市の社会福祉事業に携わっております。また、地域福祉計画におきましても、鳥栖市と協働体制を築く上での唯一の団体でございますので、社会福祉協議会が、指定管理するのが妥当であろうということ、非公募という形で、社会福祉協議会を選定しているものでございます。

以上です。

成富牧男委員

今のちょっとわかりにくかったんですが、非公募、こういう場合非公募とするみたいなのが基本方針の中であるんですね。

それは多分、必ずしも利用料金が発生、料金取るような事業があるからとか、ないかとか、私は、直接関係ないと思っているんですけどね。

要は基本方針の中であって、それに該当するちゅうことでいいんですね。

岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

はい、成富委員おっしゃるとおりでございます。

成富牧男委員

それですよ、これ、管理の内容は、昔でいういわゆる施設の管理だけ、管理運営部分ですか。内容ですよ、管理委託の内容。

岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

施設の管理運営はもちろん入っております。

それと、各種事業を行っておりますので、その分の事業費についても、指定管理の中で見ております。

成富牧男委員

私が言ったのは、そうしたら、逆に聞きますけど、この参考資料に主な事業っていうふうに、主な事業ですね、ずっと。1 から 13 まで書いてありますよね。今の話は、これは、この参考資料の分はあくまで、社会福祉協議会としての事業ですよ。そうすると、それ以外の事業ちゅうのは、逆に言うとそれ書いてもらわんと、これ審議するあれがないと思うんですけども。

例えば、それで後から言おうちゅうとは例えばの話ですよ。違う、予算に上つとるか、違うのかな、ファミサポとか、あそこでやっている事業はあるやないですか。そういうのは

どうなのかとか、要は今んとで一番ちょっとあらっと思っのは、施設管理だけじゃなかったら、いろいろな事業と言われた、そのいろいろな事業がないと、私たちは議論ができないと思うんですけれども。審査ができないと思うんですけれども。

岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

今おっしゃたようにファミリー・サポート事業についても、こちらの参考資料の中で掲げている分につきましては、あくまでも社協が主体となってする事業でございます。

それ以外に、市の委託事業としてファミリー・サポート事業などはもちろん、これとは別に市が指定管理の中で見える部分の事業になっております。

そのほか、各種の講座の開催なり訓練ですね、身体障害者等の機能回復訓練、そういったものについては、こちらのほうの委託事業なり、講師の謝金、そういった形で指定管理の中で見ております。

成富牧男委員

ということであれば、一番肝心なところですから、それは1回出してもらわんと審査できんじゃないですかね。多分、あるはずですから。

当然、行革会議なんかでもかけられているはずですからね、こういった業務を指定管理として委託しますみたいな。

それは、ぜひ出さん……、私はそう思いますので、委員長に、できれば、そんなに時間のかかる話じゃないと思いますので、指定管理業務の業務内容。いや、違うとった、やっぱ家庭……、あるだけでいいとよって言われれば、施設の金だけよって言われれば、それはそれであるんですけれども、そこんところが一つ。

それから、もう念のため聞きますけど、あそこの社会福祉会館は、役所の施設ですよ、公の施設。あそこは社会福祉協議会が間借りしているっていう感じになるんですね。で、無償ですよ。そこん中にきちっとあの賃貸契約書とか入っているんですか。

わからんならわからんでいいです、今の時点で。今のはもう付随的で。

篠原久子健康福祉みらい部長

目的外使用の許可を、社会福祉協議会のほうが、毎年出されております。

使用料については無料となっております。

中川原豊志委員長

先ほどの成富議員のほうから指定管理についての業務の内容、要は委託内容についての、説明が欲しいということですから。

岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

行革推進本部で方針の確認をいたしております。そのときに提出した関係書類のほうはご

ございます。

中川原豊志委員長

その資料の提出というのは可能ですか、今。「済みません、休憩をお願いします」と呼ぶ者あり）休憩しますか。

暫時休憩します。

午後 1 時58分休憩

oooooooooooooooooooooooooooooooooooo

午後 2 時11分開議

中川原豊志委員長

再開いたします。

引き続き、質疑を行います。

岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

先ほどの成富委員の御説明の中でファミリー・サポート・センターにつきましては、指定管理料とは別に、今回補正しておりますように別途の委託になっております。失礼しました。

そこで、資料を。

中川原豊志委員長

資料の提出がございますので、お願いします。

〔資料配付〕

岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

今お手元にお配りいたしましたものが、本年度の社会福祉会館実施計画でございます。

指定管理の中に管理業務——ほとんどは、この管理業務になってまいりますけれども——そのほかに2として、講座等事業の実施ということで、身体障害者福祉センターと児童センター分において行う事業について、ここに列記をしております。このような事業を指定管理料の中の事業として社会福祉協議会に行っていたいております。

このほかにも、先ほどのファミリー・サポートの事業とか、別途の委託事業が数件ございます。

以上でございます。

成富牧男委員

よくわかりましたが、あとは言うだけですけれども、だから、こういうのを出した上で、行革推進本部で、これから5年間も社協にお願いしようねっていったときに、金目の話もひよっとしたら出とるかもしれんわけですよ。

だから、繰り返しになりますけれど、限度額の話は納得できないということですね。

以上です。

中川原豊志委員長

要望ということですよ。（「はい、要望です」と呼ぶ者あり）

ほかございますか。

国松敏昭委員

社会福社会館、私も何年も議員しておるけれど、なかなか理解しがたいことがありますのでお尋ねします。

この代表者、会長、以前は副市長もされていたという話も存じておりますが、この辺も踏まえて、運営の仕方、また役員等のこの理事11名とか、この辺、どういうふうに関わっておられるのか、気になるところもあるわけです。

それで、何を聞きたいかという、まず、代表者はどのような形で人選されているのか、ここで聞くべきかどうかちょっとわかりませんが。

そういうことで、位置づけ、まずその辺の考え方を聞いて、次の質問に入ります。

岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

まず、理事長の選任につきましては、理事の互選、社会福祉法人ですね、理事の互選ということで、選出をされております。

中川原豊志委員長

あと、考え方やったですか。

国松敏昭委員

理事の11人の内訳は。

前は部長さんとか、なってあったんじゃないですか。

そういう構成状況のわかるような監査資料か何かありますか、そういうの。

岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

役員でございますけれども、まず、お名前でございますので、会長は、ここにお書きしてありますように小石会長でございます。

あとについては、役職名でよろしいでしょうか。（「その資料提供はできますか、そうしたら」と呼ぶ者あり）

国松敏昭委員

済みません、説明前に、そうしたら、どういう形の方がなって、状況がわかるような、そういう資料はあるんでしょうか。資料があれば、資料の提出を求めます。

委員長のほうであとは整理をお願いします。

中川原豊志委員長

役職関係の資料が提出できますかということですが。

岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

役職の名簿については、提出をさせていただきます。

中川原豊志委員長

今すぐのほうがよろしいですかね。

では、暫時休憩します。

午後 2 時 17 分休憩



午後 2 時 20 分開議

中川原豊志委員長

再開いたします。

資料の提示があっておりますので、お配りいたします。

〔資料配付〕

岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

今、御提出いたしました理事と幹事によって、社協のほうが運営されております。

各役職の選任につきましては、先ほど申し上げましたように理事の互選で会長、副会長等は決められているものでございます。

以上です。

中川原豊志委員長

ありがとうございます。

よろしいですか。（「また、機会を見つけて質問します」と呼ぶ者あり）

樋口伸一郎委員

済みません、別紙で、参考でいただいた今回の実施計画のなかに、さまざまな、2 番以降の内容を書いてあるんですけども、これほかの施策とかでも、結構、似たようなと言って

はいけないんですけれども、裏面の児童センターに関してとかは、たくさん似たような文言というか、見るんですけれども、ここら辺の関連性はないんですか。

これはこれで団体に出して、また他の組織とかいろいろやっているのにも似たようなものがあるかと思うんですけれども。これはこれで別にやっているという認識でいいんですか。

岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

ここに掲げている分につきましては、社会福祉会館が独自に行っている事業でございます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

これ、せっかくやっているんやったら、何かやっぱり、関連できるところはしながらでも、例えば、アフタースクールだったらアフタースクールに関連してやることで、もっと一つの事業そのものが、濃くなったりすると思うんですよね。

だから、形式上書面で見たらいろいろやっているなど思うんですけれども、他方面でこういう似たような事業ってたくさん行われていると思うんですよね、市内で。

だから、そういったところも見ながらいったらもっと有意義になるんじゃないかなと思ったんで。そのあたりの今後のお考えというのはいかがでしょうか。ここで聞いていいのかわかんないですけれども、お願いいたします。

篠原久子健康福祉みらい部長

委員御指摘のとおり、子育て支援センターとかでも、類似の事業等もやっているということとは承知しておるところですけれども、児童センターは児童センターとしてやっておって、今後はそういうふうなところとの連携も模索していきたいというふうなことで、現在、指定管理を受けておる社会福祉協議会のほうで考えておるようです。

樋口伸一郎委員

ぜひ、アグレッシブをお願いします。

以上です。

西依義規委員

その実施計画をいただいたんですけれども、要は鳥栖市のほうがこういう事業は最低やってくれというふうに言っているのか、そこの指定管理を受けるに当たっての条件等は何かあるんですか。

これは、市役所が書いた実施計画ですよね。

こういうもつで、どなたか指定管理を……、社協さんどうですかっていう文書ということでもいいですか。

岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

今、御提出した分につきましては、これは社協のほうを書いた実施計画でございます。

西依義規委員

では、こちらの内容のところには、目的として社会福祉事業って書いてあるんですよ、ここを見ると、もうほとんど、身体障害者の福祉兼児童福祉に限定されるんですか。

その辺のところの整合性は……、例えば、老人福祉は別なところがあるから、社会福祉のこの大きな目的と実際やっていることが少し細分化され過ぎではないかと思うんですが、その辺の影響はないんでしょうか、指定管理を受けるに当たって。

篠原久子健康福祉みらい部長

ここに書いております内容自体は、社会福祉会館でやる障害者福祉センターと児童センターの事業内容に関するものでして、社会福祉協議会は、別途鳥栖市のほうが社会福祉事業を担う団体ということでしてございまして、人件費のほうについても条例のほうで別途補助金を出しております。

その上では、多様な高齢者のことであつたり、地域福祉であつたり、別途事業はしておるところでございます。

西依義規委員

済みません、少し勘違いしておりました。社会福祉会館っていうのは、身体障害者福祉センターと児童センターを合わせたものが社会福祉会館ってことですね。わかりました。

では、評価、先ほど監査というお話もあつてはいたけれど、結局、この社会福祉会館が、こうやって物すごく、運営されたと。そう評価するようなものがあるのか、内部で評価されているのか、外部評価を入れられているのか、それに対して鳥栖市がどういうふうにかかわっているのかという問題。

それと、いろんな多分、部屋を借りたり、使用許可っていうのは2番目にありますけれど、使用許可申請等の受け付けがありますが、どういった審査、例えば、こういう団体には貸すけれど、こういう団体には貸さないという基準等があるのかどうか、そこまで鳥栖市が介入し、わかっているのかどうか。

岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

事業運営につきましては、毎年、モニタリングということで報告を受けております。その報告を受けた中で、社会福祉会館の運営に当たっては、社協のほうで順調に運営していただいているという評価をいたしておりますので、今回、引き続き指定管理料をお願いするものでございます。

それと、貸し館の部分につきましては、設置目的が身体障害者児童センター、それとあと、

ボランティア団体、そういった社会福祉の団体について、お貸しするという形をとっております。

もちろん、通常のサンメッセとかああいったところにつきましては、営利とかそういったものの御使用もありますけれども、社会福祉会館については、そのような目的でのお貸しはしていないということでございます。

西依義規委員

それが、要は使おうとする市民の方々にどれぐらい伝わっているか。ぜひですね、社会福祉を目的にした団体とか、相当わかりにくいと思うんですよ、表現自体が。じゃあどれが社会福祉に……、あなたの団体は準じていませんよっていう。

だから、そこは、幅広く児童センター、障害者福祉に寄与できるような……、社会福祉協議会さんにそういったお願いというか、そういった形で、同じ団体がいつも同じ部屋を、というのは、ある意味、新しい、これからの鳥栖市の市民協働を推進するに当たって、余りよいことではないかなと思うので。ぜひ、そういう、広げてください。

以上です。

成富牧男委員

私もこの資料をもらって、幾つかちょっと確認したいところがあるんですけども。

まず、本体の参考資料のところに、(12)に子育て相互支援推進事業っていうのがありますよね。これ、ファミリー・サポートを連想させるような感じなんですけれども、ファミリー・サポート・センター事業と似たような感じがするんですけど、これ、かぶったりはしとらんのですかねっていうことを。

それと、同じような意味で、済みませんね、おぼろげで。新たに提出していただいたこの資料の裏側に、大きく児童センターとあるんですけど、児童センターは、こども育成課のほうで別途の……、何か児童センター事業ちゅうのは、ここもかぶってはいないんですよ。

そういうところをお尋ねします。

石橋沢預こども育成課長

子育て相互支援推進事業というのは、こども育成課が委託をしておりますファミリー・サポート・センター事業を指しているものと思います。

篠原久子健康福祉みらい部長

社会福祉会館が児童センターと身体障害者福祉センターが身体障害者というふうに、それぞれ課としては担当が別ですので、児童センターの部分が、子育て支援の部分で、障害のほうの部分が社会福祉課ということで、なっております。

成富牧男委員

そうしたら、今わかったやつだけで言うと、参考資料の12番目の子育て相互支援推進事業ってというのは、これは違っていたということでしょう。そうしたら、一つ事業が減るわけですよ。そうしたら、福祉協議会の事業をきちっと確認されていなかったということにもなるわけですね。

それと、これ実施事業ですね、社会福祉協議会の事業。そして次の、先ほど追加でいただいた実施計画の裏ページの児童センターってというのは、これは、まず、さっき言った確認は、ほかの何か、児童センター事業として、ここに書いてある以外で児童センターでやっておられる事業、予算書の中に個別に、児童センターの事業が上がっているということはないですねってということですね。

岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

参考資料の中の社会福祉法人、社協の概要についての主な事業として掲げているものにつきましては、社協の定款上定められた事業をここに記載しております。1から13までについては、社会福祉協議会の定款の事業になります。

児童センターで行う事業は、全て社会福祉協議会の指定管理事業の中で、お願いをしているものでございます。

ただし、基本的には指定管理者である社会福祉協議会が、その事業の計画とかそういったものをするんですけども、児童センター運営委員会というものを設置しておりまして、こちらのほうにその計画等、あるいは実績報告等をしていただいて、意見を答申していただくというシステムをとっております。

成富牧男委員

ちょっと、あとの分、わからなかったけれど、これは最初の子育て相互支援推進事業は、こういうことですよ、一応、器だけをつくってこうと。こういう事業をやるんですよ、この13番まで。やる予定ですよという形で、12番目は入れておきますと。

ただ、今はこの社会福祉協議会がやるんじゃないなくて、委託、原課のほうで直接やっております、委託か、委託かな。そういう意味でしょう。そいけん、ダブつとらんという意味ですね。はっきりしておるのは、事業がダブってはいないよということですね。

そうしたらこれ、ちょっと私のどこが間違っているか教えてください。

篠原久子健康福祉みらい部長

ちょっと、御質問の内容が、いま一步、私のほうでは理解できなかったんですけども、もう少し、ちょっと……。〔「ちょっと、それなら、角度を変えた質問を」と呼ぶ者あり〕〔「ああ、いいですよ、お願いします」と呼ぶ者あり〕

国松敏昭委員

僕の捉え方ですけれどね、今、成富委員が言いよること、主な事業の12番の子育て相互支援推進事業、具体的にファミリー・サポート・センターという事業がありますよということでしょうもん、違う。そういう意味でしょう。

だから、これは条例上、こぎゃんしか書かれんばってん、中身を括弧すれば、こういう事業が該当するんですよという捉え方ではいかんのかな。（「そうかね」と呼ぶ者あり）うんにゃ、わからんけん聞きよるとよ。（「うん、よかよか」と呼ぶ者あり）じゃないかな、というふうに思いよるけど。

だから、行政っちゃ、なかなかこの言葉で、申しわけなかばってん、上手に言わっしゃるばってんが、だから、児童センターがここに……、要は、子育て相互支援推進事業の中に、児童センターかな、具体的な、そういうのが入るといふふうな解釈の仕方じゃいかんのかなと。

だから、文言ば変えて、いろいろ実施計画とかしてらっしゃるばってん、この概要、主な事業そのものが、例えば、さっき言ったごと、子育て相互支援推進事業が括弧して、例としてファミリー・サポート・センターがありますよ、というような解釈はできないんですかということです。（「いや、それやったら、いかんじゃなかつちやろうか」と呼ぶ者あり）いや、だから、逆に……。

中川原豊志委員長

休憩します。

午後2時37分休憩



午後2時42分開議

中川原豊志委員長

再開します。

質疑の続きを行います。

成富牧男委員

私が理解したのは、これはあくまで定款であると（「参考資料」と呼ぶ者あり）いや、参考資料とかまた言うたらややこしなるけん。定款だから、この社会福祉協議会としては、こういう事業を、1番から13番までをやることを旨としていますと、自分たちの事業はこういう

審査に入ります前に、委員会構成後、初の委員会になりますので、市民環境部職員さんの紹介のほど、お願いいたします。

橋本有功市民環境部長

それでは、委員会改選後、初ということでございますので、一人一人ご紹介をさせていただきたいと思っております。

市民環境部長の橋本でございます。

市民環境部につきましては、市民協働推進課、市民課、国保年金課、税務課そして環境対策課ということで、5課で構成をされております。

それで、後期高齢の医療広域連合に1名、鳥栖・三養基西部環境施設組合に3名職員が派遣されておまして、それら職員を含めまして、総勢90名の体制で執行いたしております。

それでは各課、市民協働推進課から課長以下、順番に自己紹介をいたしますので、よろしくお願いいたします。

宮原 信市民協働推進課長

市民協働推進課長の宮原信でございます。

本年7月6日から協働推進課のほうで業務を行っております。

まだ5カ月くらいですけれども、早く皆様にきちんと御説明することと、市民の方々に対しましても、きちんとした協働のまちづくりを進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

中川原豊志委員長

担当ごとにずっと申し上げます。

天野昭子市民協働推進課市民協働係長兼市民相談室長

市民協働推進課市民協働係長兼市民相談室長兼相談係長の天野昭子と申します。

よろしくお願いいたします。

下川有美市民協働推進課男女参画国際交流係長

こんにちは。

同じく、市民協働推進課男女参画国際交流係長の下川でございます。

よろしくお願いいたします。

犬丸章宏市民協働推進課地域づくり係長

こんにちは。

市民協働推進課地域づくり係長を仰せつかっております犬丸です。

よろしくお願いいたします。

岡本昭徳市民課長

市民課長の岡本でございます。

本年4月1日より市民課長を務めさせていただいております。

よろしく願いいたします。

徳淵悦子市民課長補佐兼市民係長

こんにちは。

市民課長補佐兼市民係長の徳淵と申します。

よろしく願いいたします。

原 隆士市民課整備係長

こんにちは。

市民環境部市民課整備係長の原と申します。

どうぞよろしく願いいたします。

吉田秀利国保年金課長

国保年金課長の吉田でございます。

よろしく願いいたします。

古賀友子国保年金課健康保険係長

こんにちは。

国保年金課健康保険係長の古賀でございます。

よろしく願いいたします。

山内一哲国保年金課年金保険係長

国保年金課年金保険係長の山内と申します。

よろしく願いします。

平塚俊範税務課長

税務課長の平塚でございます。

よろしく願いいたします。

槇 浩喜税務課市民税係長

こんにちは。

税務課市民税係長の槇と申します。

どうぞよろしく願いいたします。

豊増裕規税務課管理収納係長

管理収納係の豊増でございます。

よろしく願いします。

佐々木利博税務課固定資産税係長

こんにちは。

固定資産税係長の佐々木と申します。

よろしくお願ひします。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

市民環境部次長兼環境対策課長を仰せつかっております榎原でございます。

環境対策課につきましては、課のほかに鳥栖市斎場及び鳥栖市衛生処理場のし尿処理施設、そのほかに、一部事務組合の西部環境施設組合の担当をしております。

よろしくお願ひいたします。

竹下 徹環境対策課長補佐兼環境対策推進係長

こんにちは。

環境対策課長補佐兼環境対策推進課長の竹下と申します。

よろしくお願ひいたします。

中川原豊志委員長

ありがとうございます。



中川原豊志委員長

ここで、市民環境部長から挨拶の申し出がっておりますので、お受けをいたします。

橋本有功市民環境部長

それでは、座って御説明等させていただきます。

本日、平成 27 年 12 月議会市民環境部関係議案につきまして、概要について御説明を申し上げます。

提案をいたしております議案は、甲議案 2 件、乙議案 2 件となっております。

私のほうから各議案の概要を申し上げます、詳細につきましては各課長が説明いたしますので、よろしくお願ひを申し上げます。

まず、議案甲第 28 号 鳥栖市税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法の一部改正等に伴いまして、申請書等の記載事項に個人番号等の追加をするもの及び猶予制度、減免申請期限、そして、市たばこ税の見直しを行うものでございます。

次に、議案甲第 29 号 鳥栖市国民健康保険条例等の一部を改正する条例につきましては、地方税法の一部改正等に伴いまして、減免申請書の記載事項に個人番号の追加を行うもの及び減免申請期限の見直し、施行期日の見直し等を行うものでございます。

次に、議案乙第 34 号 平成 27 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 4 号）中、市民環境部関係につきましては、主なものといたしまして、麓まちづくり推進センター防水改修工事に伴います営繕工事費、旭まちづくり推進センターの大規模改修のための調査設計費用、指定ごみ袋関係経費及び人事異動に伴います人件費の補正でございます。

まちづくり推進センター関係など、人件費以外の補正が 1,028 万 5,000 円、人件費関係補正が 790 万 8,000 円の減額補正となっております、合計で 237 万 7,000 円の補正となっております。

次に、議案乙第 35 号 平成 27 年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）につきましては、平成 26 年度療養給付費負担金等の精算に伴います国への返還金及び人事異動等に伴います人件費につきましては、歳入、歳出とも 950 万 6,000 円の補正をいたしております。

以上、平成 27 年 12 月議会提案議案中、市民環境部関係議案の概要の御説明といたします。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

中川原豊志委員長

ありがとうございました。



市民環境部

議案乙第 34 号 平成 27 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 4 号）

中川原豊志委員長

それでは、これより市民環境部関係の議案の審査を行います。

市民環境部関係の議案は議案乙第 34 号、議案乙第 35 号、議案甲第 28 号及び議案甲第 29 号の 4 件であります。

それでは、議案乙第 34 号 平成 27 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 4 号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

宮原 信市民協働推進課長

それでは、ただいま議題となっております議案乙第 34 号 平成 27 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 4 号）について御説明申し上げます。

お手元に配付させていただいております、厚生常任委員会資料に基づきまして、御説明を

いたします。

では、厚生常任委員会資料の1ページをお願いいたします。

今回の一般会計補正予算案には歳入の予算はございませんので、歳出について御説明をさせていただきます。

資料1ページ、歳出でございます。

款2. 総務費、項1. 総務管理費、目11. まちづくり推進センター費につきましてでございます。

節11. 需用費につきましては、まちづくり推進センターの施設維持に係る修繕料でございます。今回、田代のまちづくり推進センターの電気設備の動作が不良となっておりますので、補正をお願いし、取りかえ修繕を行っていきたいと考えているところでございます。

次に、節13. 委託料、こちらは、旭まちづくり推進センター調査設計委託料でございます。こちらにつきましては、旭まちづくり推進センターの大規模改修のための調査設計に要する経費でございます。大規模改修のための基本設計委託料、及び当施設雨漏りをしておりまして、雨漏りの箇所を特定するための外壁調査等の委託料でございます。

次に、節15. 工事請負費の営繕工事費でございます。こちらにつきましては、麓まちづくり推進センターの防水改修工事に係るものでございます。麓まちづくり推進センターの1階の東側にあります集会所、こちらのほうで雨漏りがありますので、その上のほうにあります屋根の防水工事を行うための工事請負費でございます。

次に、節18. 備品購入費の中の施設用備品購入費でございますけれども、こちらにつきましては、まちづくり推進センターで使用しておりましたガス炊飯器の故障による、買いかえに要する経費でございます。今回、2カ所ございまして、旭及び麓のまちづくり推進センターのほうに各一つずつ、計上させていただいているところでございます。

続きまして、節19. 負担金補助及び交付金の公民館類似施設整備補助金につきましては、鳥栖市公民館類似施設に対する補助金交付規則に基づきまして、町区等の公民館を改修するための経費の一部を助成するものでございます。今回、補助対象となりますのは、松原町公民館でございます。

以上です。

平塚俊範税務課長

その下でございます。

項2. 徴税费、目1. 税務総務費の節2. 給料から節4. 共済費につきましては、人事異動による税務課職員の人件費の減額分を補正したものでございます。

以上です。

岡本昭徳市民課長

その下、続きまして、同じく総務費、項 3. 戸籍住民基本台帳費、目 1. 戸籍住民基本台帳費、節 2. 給料から節 4. 共済費の補正につきましては、市民課職員 3 名の人事異動に伴い、人件費の補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

吉田秀利国保年金課長

次のページ、2 ページをお願いいたします。

款 3. 民生費、項 1. 社会福祉費、目 6. 後期高齢者医療費でございます。

節 2. 給料から節 4. 共済費につきましては、佐賀県後期高齢者医療広域連合に派遣しております職員 1 名分の支出見込みに伴う人件費の補正でございます。

次に、その下、同じく、款 3. 民生費、項 4. 国民年金事務取扱費、目 1. 国民年金費の節 2. 給料から節 4. 共済費につきましては、国民年金事務に従事する職員 3 名分の支出見込みに伴う人件費の補正でございます。

以上です。

楨原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

続きまして、款 4. 衛生費、項 2. 環境衛生費、目 1. 環境衛生総務費、節 13. 委託料につきましては、各町区等で行います側溝の清掃などで発生するしゅんせつ土を処理する作業量が当初見込みより増加し、委託料が不足するために補正をお願いするものでございます。

続きまして、その下になります。目 2. 斎場費、節 2. 給料から節 4. 共済費までの 14 万円につきましては、斎場担当職員 1 名分の人事異動に伴うものでございます。

続きまして、3 ページをお願いいたします。

項 4. 衛生費、項 3. 清掃費、目 1. 清掃総務費、節 2. 給料から節 4. 共済費までの 537 万 7,000 円につきましては、職員 13 名分、13 名分の人事異動等に伴うもので、組合派遣職員が次期ごみ処理施設建設準備のために、2 名から 3 名、1 名増員したということで、人件費の増額となっております。

続きまして、同じく、目 2. 塵芥処理費につきましては、平成 27 年 12 月補正予算の主要事項説明書の 7 ページのほうで御説明をしたいと思います。そちらのほうをごらんください。

事業名が、指定ごみ袋事業につきまして、となっております。指定ごみ袋事業につきましては、販売量の増加により不足が見込まれる指定ごみ袋の作成費用及び指定販売店への販売手数料、配送委託料につきまして、合わせて 118 万 3,000 円の補正をお願いするものでございます。指定ごみ袋作成費用といたしましては、可燃ごみ用の大になります。約 5 万 4,000 枚を追加作成するものでございまして、74 万 5,000 円の補正をお願いするものでございます。

これに付随しまして、指定ごみ袋指定販売店への販売手数料につきまして、販売価格の10%を手数料として支払っております。その分といたしまして22万6,000円の補正をお願いするものがございます。

3番目に、指定ごみ袋配送等委託料につきましては、作成した指定ごみ袋の保管、出入庫、販売店への配送に係る委託料でございまして、21万2,000円の補正をお願いするものでございます。

それでは、委員会資料の3ページのほうに戻っていただくようお願いいたします。

款4. 衛生費、項3. 清掃費、目3. し尿処理費のうち、節2. 給料から節4. 共済費までの137万7,000円の減額につきましては、職員の人事異動に伴うものでございます。

以上、環境対策課分の関係について説明を終わらせていただきます。

中川原豊志委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑につきましては、委員会説明資料の1ページ、総務費と、2ページの民生費までをまず質疑としたいと思います。

質疑のある方、ございませんか。

樋口伸一郎委員

1ページの、最初の委託料に関してちょっとお尋ねです。

順番にいきますので、お願いいたします。

最初は、この旭まちづくり推進センターの調査設計委託料に関してなんですけど、今後のスケジュールっていうか、それをまず教えていただけないでしょうか。予定でいいです。

宮原 信市民協働推進課長

今回、基本設計につきまして、予算を計上させていただいておりますけれども、今後につきましては、済みません、基本設計と雨漏りの調査ということで、今回12月補正でお願いしておりますけれども、今後の計画といたしましては、平成28年度、防水工事及び大規模改修の実施設計を行っていきたいと思っております、その実施設計を受けまして、平成28年度の途中、ないしは平成29年度から工事施工ということで進めていきたいと考えておるところでございます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

そうしたら、一応大規模改修の想定上で今後進んでいくのかなあと思うんですけれども、この大規模改修の範囲っていいですか、どこまでを改修する可能性があるかっていうのは、答えられる範囲でよろしいので、建てかえはないと思うんで、可能な範囲で、どこまでの範

囲で大規模改修をされるのかっていうのを教えてください。

宮原 信市民協働推進課長

今、議員おっしゃったように、建てかえということではなくて、中の改修という形で考えておまして、現在の地区の旧公民館であります西館と旧老人福祉センターであります東館ということで、建物が二つあるような形になってございます。そちらを、中の部屋の機能といたしますか、をもう一度再検討をして、どういった利用ができるのかというようなことの中で考えていきたいと思っておりますし、今、雨漏りがしている部分もございます。

それで今回、調査委託料も上げさせていただいておりますけれども、外壁の調査等につきましても通常の利用していただくお客様方に不便がないようにといたしますか、利便性向上のために行っていこうと思っております、あとは地元の方々からも御意見等をお伺いしながら、中身の、どういった改修をしていくかというようなところは決めていきたいと思っております。

以上です。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

今御答弁の中で、地元の方々からの意見とかもあつたんですけれども、現在のところで、現場といたしますか、現場を中心に地区の方々のニーズっていうか、そういった意見等っていうのは、どこらあたりまで把握をされておられますでしょうか。現状で構いませんので、お答えをお願いします。

宮原 信市民協働推進課長

現在のところ、地区の区長会の方々ですとか、まちづくり推進協議会の方ですとかに、こちらのほうから御意見を伺おうと思っておりますが、まだ、実際個々の御意見を伺うところには至っておりません。

樋口伸一郎委員

大規模改修っていうのは、もう、都度都度行えるものでもないもので、できるだけ有意義になるように、意見とかも聞きながら可能な範囲で対応しながらというふうに取り組んでいただきたいと思います。

それで、最後にこれ、まだ調査設計っていうことで、金額的なものっていうのは全然見えないのかなというふうに思いますけれども、その調査設計の内容によっては金額が大幅に増減したりするかと思うんですけれども、見込みを聞いて、ここで出る答えじゃないかと思うんですけれども、最大、もうすごい大規模に改修した場合の想定っていうか、よその事例でもいいんでどれくらいかかるのかっていうのは、質問してよろしいでしょうか。

お願いします、もうしちやいましたんで御答弁をお願いします。

宮原 信市民協働推進課長

今のところ、今回基本設計をする中で、そういった事業費等の算出につきましても合わせて行っていきたいと思っております、その基本設計を受けて来年度の実設計という形で、そういう運びになってまいりますので、今のところ事業費が、工事費等がいかほどになるかっていうのはちょっと持ち合わせておりませんので、申しわけございません。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

そしたら今後、内容であったり金額であったりってところが見えていく段階に入っていくと思いますので、こうした委員会とか、議会とか議員さん方に、できれば情報の共有っていうか、どういった内容で今後進んでいくのかっていうのをなるべく早い段階からほしいなあと考えていますので、御協力をよろしく願いして、質問を終わります。

ありがとうございます。

成富牧男委員

改修の話が出ておりますので、その関連で質問させていただきます。

まず1点目は、今回は旭ですけれども、この、いわゆる改修計画ですよ、今後の。

長期、ぐるぐる、例えばどれぐらいのスパンで、それぞれのセンターが——今の予定ではいいんですよ。

金目がついとらんやなくて、所管として、原課としてはこんぐらいのスパンでやっていきたいって計画が、私は必要だと思うんですけれども、いかがでしょうか。

宮原 信市民協働推進課長

今回、旭のまちづくり推進センターの大規模改修ということで、前回は平成24年度に、麓のまちづくり推進センターの2階部分、旧公民館の部分の大規模改修を行っておりますけれども、築年数等でいきますと、次はその築年数と今の施設の現状等を考えながらということで、今のところ原課のほうでも次にどこというような計画といいますか、も今のところ持ち合わせていないというところでございます。

成富牧男委員

これは、大体こういうのをスタートさせるときに、理想形で言えば、全体的にどう回していくかっていうのは、そうしないと金目の話にもつながりますので、お金がつくか、つかんかわからんけんじゃなくて、それはそれでいいですよ。原課としては、どういうふうにやろうと思っておりますちゅうのがないと、財政やらに対してもきちっとした根拠を持った要求が出てこないと思うんですよ。

だから、そういう意味で、ぜひ原課としての計画をつくるべきではないかというのを申し上げておきます。

それと次は、同じくこの旭の分ですけど、さっき、樋口委員からも出ましたけど、いろいろ関係者の話を聞いてほしいと。

それで、聞きますよね。そうすると、これ今12月補正です、補正で初めて出て、これ増額じゃないですよね。初めて出てくる、そして、さらにこれを踏まえて平成28年度の実施設計を、業務を行うと。

それは、年度途中でっちゃよかとはよかばってんですたいね、3カ月しかないわけですね。

実質、多分3カ月、これが通ったとして、補正予算が通ったとして、3月までにやってしまわないかんわけですね。

そこんところは、そういう認識でやろうと思っておられる、そうして、当初予算に反映させたいのかどうかですね。そうすると、もうちょっと早うならんといかんでしょう。例えば、2月のそれぐらいには、おおまかなでもいいかもしれんけど、そこんところの認識はいかがでしょうか。

宮原 信市民協働推進課長

今、御質問いただきましたとおり、今回基本設計ということで、3カ月の間で基本設計につきましては上げていきたいと思っております、実施設計につきましても、平成28年度当初の中に入れるべく、事業費等の規模がまずもって基本設計の中で見えてくると、どういった形でというようなところにつきましても、地元の方々の御意見をお聞きしながら、基本設計は今年度で完了させたいと思っております、進めていきたいと思っております。

成富牧男委員

繰り返しになりますけど、結構窮屈なスケジュールになりますよと。

当初予算で実施設計をやろうということは、繰り返しになりますけど、2月の初めぐらいでしょう、当初予算つくるの、最終的に。それは飛び込みでもいいかもしれんけど。

だから、結構窮屈ですよっていう、そういう自覚のもとでやらんといかんですよってことです。

以上です。

西依義規委員

私も旭について。

1つは、こういう要望って、これだけじゃなくて市民の方々って、ああ、あれが欲しい、あれしてくれ、あれが古い、あそこの道路こうしてくれ、もう多分、山ほどある中で、今回、この旭まちづくり推進センターの設計予算が予算計上されるにあたる庁内の議論の手順って

というか、内容、どういうところで話し合い、まず現場の課が——これだけじゃないですよ。いろんなものを、あそこはぼろいとか、あそこは、いろいろするんですけど、ここが採用されるにあたる庁内議論の、何かな、図ってというか、そういうイメージを一つ教えていただきたいです。

それと、先ほどあった平成 24 年の麓まちづくり推進センターの大規模改修の事業総額、幾らかかったのか。

そして、3つ目が、こういったまちづくり推進センターみたいな、事業に対する国とか県の補助メニュー等があるのか、ないのか。3点お願いします。

宮原 信市民協働推進課長

まず、1点目でございますけれども、今回、こちらのほうに基本設計の計上をさせていただいた経緯ということで、まず一つは、補正でお願いをさせていただいているというところにつきましては、御存じのように、ことしの台風の際に、旭のまちづくり推進センターで雨漏りが、かなりひどい形であっております。

そちらにつきましても、今、応急的と言うのはちょっと語弊があるかもしれませんが、水の侵入を防ぐべく施策費も取っております、来年度につきましても、防水工事を優先してやっていきたいと思っております。

それで、大規模改修の順番も、麓がありまして今度、旭というようなことで、大規模改修をするのに合わせまして、そういった防水工事、外壁等の調査も行いまして、そこで一つは、手戻りがないようにといたしますか、きちんと改修する中でそういった防水も合わせてしていきたいというのがございまして、今回、補正でありますけれども、基本設計のほうをお願いをしているというふうなところが一つございます。

それと、麓のまちづくり推進センターの、平成 24 年度の工事費につきまして、ちょっとお待ちください。

犬丸章宏市民協働推進課地域づくり係長

麓まちづくり推進センターの、平成 24 年度の大規模改修の事業費でございますけれども、工事費で約 6,600 万円ということになっております。

以上です。

宮原 信市民協働推進課長

それと、3点目でございます。

財源の内訳といいますか、国費等の補助があるか否かという御質問だったかと思っておりますけれども、今回につきましては、国費等の補助につきましてはございませんので単費ということで、事業を進めていきたいと考えているところでございます。

西依義規委員

2点目、3点目は、そのお答えで十分理解したんですけど、1点目がちょっとわかりにくかったんですが、雨漏りは優先、わかります。優先するけど、じゃ課をまたいで、いろんな部もありますよね——雨漏りはどこもないかな。

だけど、どういった形で、学校もあるし、優先っていうか、こういった場合は、部長さんと庁内のなんじゃれ会議があって、そこで話し合われて、もちろんそういうのは外に見せませんけどみたいな、その、何か議論があるのか。

いや、もっと言えば、雨漏りを知らなかったら、やっぱり旭地区の方々がやっぱり要望が強かったんで優先されたっていう、思う市民の方もひょっとしていらっしゃると思うんで、こういう形はこういうルールですよっていうのは何かあるんですかね。

橋本有功市民環境部長

決定の方法ということでございますけれども、さきの一般質問の中でも企画政策部長のほうから政策調整会議等の答弁もあっておりましたが、今回の部分につきましては、そこに行くまでの事業としては、そこまでではないだろうという判断の中で、平成24年度の麓まちづくり推進センターを改修した後、それは地元のほうからも、議員の皆様からも、次改修するのは、やはり旭まちづくり推進センターの老朽具合とか見ても、そういう御意見が多々あっておりました。

そういう中で、今年は弥生が丘まちづくり推進センターを、その前に新設をさせていただいた経過もございまして、我々の中でも、先ほど課長申し上げましたように、雨という事態も発生しておりますので、早急な対応が必要という判断もございまして、その辺は、原課と私、上のほうの市長を含めまして協議をする中で、優先事項として決定をさせていただいたというところでございます。

中川原豊志委員長

ほか、ございますか。

[発言する者なし]

よろしいですか。

衛生費関係の質疑を行います。

樋口伸一郎委員

そしたら2ページの、款4の衛生費でお尋ねです。

委託料の残土処理委託料についてなんですけれども、これ、御説明の中で側溝等に関連する残土っていうふうにおっしゃったんですけども、補正前の予算額が435万4,000円で、今回補正額で29万2,000円ついていますが、これは、単に側溝を処理する、処理というか改

善するというか、その内容はあれなんですけど、それがふえたっていう考え方でよろしいですか。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

今回の補正につきましては、当初より 29 万 2,000 円ということで、これは単価としては時間単価ですね、それで、作業時間がふえたということでございます。

イコール作業の件数がふえたかといいますと、それは、余り変わってはおりませんけれども、1 件当たりの残土、泥上げをした分を持って行くのに、作業量が昨年より、当初見込みよりもふえておるといようなことでございます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

そうしたら、これ合計した額、補正後の予算額を見て、これも考え方のお尋ねなんですけど、これ全部側溝関連に関するそうした費用だと考えてもよろしいですか。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

そうでございます。町区とかで溝掃除をされた分の残土の処理費用でございます。

樋口伸一郎委員

そうしたら、この最後に、側溝関係っていうの、細かい内訳っていいですか、1 カ所なのかこう、この額でどれくらいできたのかっていうところを教えていただければと思うんですけども。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

量についてが、何トンとかそういう、泥上げをした泥がどれくらいあるかっていうのは、ちょっとわからないんですね。

言うなればこれは単価で、委託している業者のほうが作業時間が 4 時間かかったので今回は幾らとか、単価での金額の積み上げになっておりますんで、ちょっと量については、持ち合わせてないということです。

樋口伸一郎委員

これ溝掃除のイメージでいいんですか。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

はい、溝掃除です。

いわゆる町、区役とかでしていただいている溝掃除の泥を持っていく作業料でございます。

国松敏昭委員

今、3 ページで衛生費、清掃費、清掃総務費の、2 名から 3 名広域組合へ増員したという 1 名の話ですが、これはどういう形でふえたのか。

もちろん、次のごみの工事のためだと思いますが、そのふえた1名の仕事内容というか、どういう方が該当するのか。

仕事の中身と、その辺について、考えれば聞かせてください。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

この1名増につきましては、次期ごみ処理施設を建設するという事で、組合内に建設準備室というのを設置いたしまして、平成27年度からですね。係長も同じく兼務をしておりますけれども、そのほかに実働といいますか、具体的に作業する、具体的な内容といたしましては、いろんなごみ処理基本計画を今作成しておりますけれども、その広域の分ですね、広域のごみ処理基本計画、地域計画とか、その後、ごみ処理の施設の建設計画とか、入ってまいります。

だから、そうした計画等を策定するための職員というふうなことで考えておるところでございます。

国松敏昭委員

待遇はどういう待遇でおられるんですか。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

現在、主査ということで派遣をしております。

中川原豊志委員長

ほかは。

[発言する者なし]

それでは質疑を終わります。



議案乙第35号 平成27年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

中川原豊志委員長

次に、議案乙第35号 平成27年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

吉田秀利国保年金課長

それでは、ただいま議題となりました議案乙第35号 平成27年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、御説明させていただきます。

予算資料の7ページをお願いいたします。

今回の補正につきましては、歳入、歳出それぞれ 950 万 6,000 円を補正いたしまして、補正後の既決予算との総額は、歳入、歳出とも 96 億 9,079 万 1,000 円となっております。

詳細のほうは、こちらの厚生常任委員会参考資料のほうで説明させていただきます。1 ページをお願いいたします。

まず、歳入について御説明をさせていただきます。

款 1. 国民健康保険税、項 1. 国民健康保険税、目 1. 一般被保険者国民健康保険税、節 1. 医療給付費分現年課税分につきましては、今回の歳入、歳出の補正に伴い、財源調整を行うものでございます。

次に、その下、款 9. 繰入金、項 1. 一般会計繰入金、目 1. 一般会計繰入金、節 1. 一般会計繰入金につきましては、国民健康保険業務にかかわる人件費の 12 月補正に伴います事務費繰入金の増額分でございます。

次に、2 ページをお願いいたします。

歳出について御説明をさせていただきます。

款 1. 総務費、項 1. 総務管理費、目 1. 一般管理費、節 2. 給料から節 4. 共済費につきましては、国民健康保険事務に従事する職員 7 名分の人事異動に伴う人件費の補正でございます。

次に、その下、款 2. 保険給付費、項 1. 療養給、療養諸費、目 5. 審査支払い手数料、節 12. 役務費につきましては、レセプト件数の増加により、審査支払い手数料が不足する見込みでございますので、審査支払い手数料を増額補正するものでございます。

次に、その下、同じく款 2. 保険給付費、項 5. 葬祭費、目 1. 葬祭費、節 19. 負担金補助及び交付金につきましても、葬祭費の支出見込みにより、補正をするものでございます。葬祭費につきましては、1 件当たり 3 万円を給付しているところでございます。

葬祭費は、当初 98 件を見込んでおりましたけれども、平成 27 年 10 月末現在で実績が 73 件と、当初の見込みを上回っていることから、20 件分の増額をお願いするものでございます。

次に、款 11. 諸支出金、項 1. 償還金補助及び還付加算金、目 3. 償還金、節 23. 償還金利子及び割引料につきましては、平成 26 年度に概算交付されておりました国からの療養給付費等負担金及び特定健康診査等負担金の交付額の確定に伴いまして返還金をそれぞれ補正するものでございます。

以上でございます。

中川原豊志委員長

はい、執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

柴藤泰輔委員

済みません、国保税のことが出ましたんで、ちょっと予算とは直接関係ないんですけど、これ税務課が担当になると思うんですけど、平成 26 年度の国保税の納付率、改めて教えていただきたいんですけども。

平塚俊範税務課長

はい、平成 26 年度の、国保税の納付率につきましては、91.8%。

中川原豊志委員長

再度お願いします。

平塚俊範税務課長

平成 26 年度の分については、91.8%でございます。

中川原豊志委員長

91.8%。よろしいですか。

平塚俊範税務課長

訂正させていただきます。

91.48%でございます。

中川原豊志委員長

91.48%。

平塚俊範税務課長

47 です。

中川原豊志委員長

はい、91.47%でよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

柴藤泰輔委員

済みません、その中で外国人の方の納付率ってわかりますか。

平塚俊範税務課長

外国人のみを対象に見ていることはございません。

中川原豊志委員長

よろしいですか。

国松敏昭委員

あんまり言いたくないばってん、確かにこの国保税の徴収率は厳しいという話は、過去も伺っております。

それで、じゃ改善されたのかということで、本来は5年間の経過状況も教えていただきたいということが一つ。

それと、本当に、何ていうかな、いよいよ広域化に向けて、今取り組みをされていると思いますが、一般質問等で質問されて、その後、この赤字の状況っていうかな、今どのくらい、どういう推移を持って、どういう形で今後広域化に参加するのか。

当然、過去のそういう積み残しは処理して、広域化に向かって、何年後になるか知りませんが、そういうところの状況が今お答えできればお答えいただいて、今後の取り組みについて、いかがでしょうか。

吉田秀利国保年金課長

まず、累積赤字の状況でございます。平成 26 年度末現在で、約 11 億 2,000 万円ほどあります。

それで、推移いたしましては、平成 20 年、平成 19 年度以前と平成 20 年度、これは高齢者医療制度が開始される前と後ですけれども、後期高齢者医療制度が開始される以前の累積赤字が 11 億 4,000 万円ほどございます。

それにつきましては、平成 21 年度から 4,000 万円、途中一度 5,000 万円となりますけれども、法定外繰り入れ、一般会計からの繰り入れで解消を図ってきているところでございます。

平成 20 年度以降の財政状況でございますけれども、平成 20 年度につきましては、1 億 2,500 万円の黒字となっております。その後、歳出の増、歳入の減等で財政が悪化いたしましたことから、平成 24 年から 3 カ年かけて、税率等の改正を行ってきております。

そういったことから、平成 24 年度につきましては約 8,000 万円の黒字を計上いたしておりましたけれども、またその後、財政の悪化、制度上の問題等もございまして、赤字になってきまして、昨年、平成 25 年度までは、一般会計から繰り入れをすることで、どうにか黒字にできましたけれども、平成 26 年度で約 2 億 5,000 万円、法定外繰り入れを除きまして、約 2 億 5,000 万円の赤字が出まして、最終的には今現在のところ約 11 億 2,000 万円の累積赤字を持っているということになっております。

それで、広域化が平成 30 年度から、都道府県化ということで県に一本化をされます。

そういったことで、広域化になった場合は、当然、今まで持つておった各市町村、保険税の赤字は、そこの持つとった市町村のほうで、責任をもって解消をするというふうなことになっておりますので、その赤字につきましては、本来であれば平成 29 年度までに解消すべきところではございますけれども、鳥栖市の場合 11 億 2,000 万円と、今後もちよっと、ことしから、平成 27、28、29 年度、財政的にも厳しく赤字になる可能性もございますので、そういったのを含めまして、平成 29 年度までの累積赤字の解消というのは、額的にも非常に厳しいものでないかというふうに考えておまして、長期的に返せるような方法を考えて、検討していきたいなというふうには考えておるところでございます。

国松敏昭委員

確かに、私も総務文教常任委員会の際に、担当しておりましたので、状況、概要はわかるんですが、そのときを思い出すと、納付率をしっかりと頑張るというですね、お言葉も、当時の担当部長だったと思いますが、いただいておりますが、納付率はどのように変化してきたのか、それがわかれば、最後に、お答えいただきたいと思いますが。

ちょっと済みません、あえて、つけ加えさしてもらおうと、改善してきたのか、厳しい状況なのかという……。

吉田秀利国保年金課長

改善したかどうかという部分でございます。現年度分につきましては、平成 22 年度で 91.28%、今現在 91.47%ということで、さほど変わっておりませんが、滞納繰越分、こちらにつきましては、滞納整理システム等を導入したということから、毎年約 2,000 万円から 3,000 万円ほど、増収になっておるといってございまして、そういった意味では、改善をされたというふうに認識しているところでございます。

以上でございます。

国松敏昭委員

市県民税と比較すると、随分国保税は厳しいということは私も認識しておりますが、いろんな手だての中でね、頑張っていくという話も伺っておりますし、それをやっぱり引き継いでもらいたいし、これ本当に、高齢化になればなるほど、国保税のほうに移行されますので、厳しいのはあると思います。

だから、能率の問題、またその他の問題も、今後しっかりとお聞きしてまいりたいと思いますので、その辺は十分配慮しながら頑張っていただきたいという、要望も兼ねて質問を終わります。

中川原豊志委員長

ほかございますか。

成富牧男委員

答弁に絡んでですけども、今、吉田課長のほうから、平成 29 年度までに黒字解消する必要があると。

その対応策、赤字解消をしていきたいと。それで、対応策をいろいろ。それで、長期的、安定的なちゅう意味でしょうけれども、そこの中には、現時点でいいです、値上げとかも選択肢に入っているんですか。

ちょっと厳しいか、わからんときはわからんでいいです。

吉田秀利国保年金課長

税の値上げというか、税率改定ということでございますけれども、今現在の鳥栖市の被保険者に負担していただいております税率につきましては、県内 20 市町でございますけれども、上位のほうでございます。

だから、これ以上被保険者の方に御負担をお願いするというのは厳しいのではないかと、うふうなことは、ちょっと考えているところでございます。

また、平成 30 年度からは県一本化になりまして、市町村ごとに県が税率等、標準税率等決めていただきます。

だから、それがどういう算定の方向になるかというのが、まだ今のところを詳細になっておりませんので、基本的には、平成 30 年度以降につきましては、県が示す標準税率、そういったものを考慮しながら決めていくような形になりますので、平成 30 年度以降については、上がるか下がるか、ちょっとわからないという状況でございます。

以上でございます。

成富牧男委員

はい、わかりました。

以上です。

中川原豊志委員長

ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

では、質疑を終わります。



議案甲第 28 号 鳥栖市税条例の一部を改正する条例

中川原豊志委員長

次に、議案甲第 28 号 鳥栖市税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

平塚俊範税務課長

議案書の 5 ページから 16 ページをお願いいたします。

議案甲第 28 号の、鳥栖市税条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。

市税条例第 8 条から第 18 条の改正内容につきましては、納税者の負担の軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から、地方税の猶予制度を見直し、申請手続

等を整備するものであります。

第 23 条、第 32 条、35 条の 2、第 50 条、第 61 条の 2、第 62 条の 2、第 70 条、第 73 条、第 84 条、第 85 条、第 126 条の 3、第 139 条附則の 10 条の 3 の改正内容につきましては、番号法の施行に伴い、地方税に関する申請書等について納税義務者等の個人番号または法人番号を利用した名寄せ帳、名寄せ管理により賦課業務または調査に関する事務を効率的に行うため、記載事項に個人番号または法人番号を追加するものであります。

第 50 条、第 70 条、第 84 条、第 85 条、第 126 条の 3 の改正に内容につきましては、地方税法の改正に関する減免の申請期限を延長するものでございます。

附則の 16 条の 2 につきましては、旧 3 級品の製造たばこに係る特例税率を平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 4 月 1 日までの間に、4 段階で縮減、廃止等するものでございます。

施行日につきましては、番号法に関するものが平成 28 年 1 月 1 日から施行を予定しており、猶予制度、減免申請期限、地方税、地方たばこ税に関するものが、平成 28 年 4 月 1 日から施行を予定しております。

以上、御説明とさせていただきます。

中川原豊志委員長

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

成富牧男委員

済みません、ちょっと要領よう質問できるかどうかわかりませんが、条例案の参考資料ちゅうのがありますよね、この 2 ページ目。

ここに改正の主な内容というふうに書いてありますけど、この 1 から 4 のことを言われたと思いますけれども、まず、どこの、第何号とか、それちょっと別にして、まず、ここに基づいてお尋ねしますが、一つ一ついきましょうかね。

1 番目、申請書等の記載事項の見直しでは、これはマイナンバー絡みにどういうふうに、考えていいと思うんですけど、個人、特に個人、また個人番号、これを申請書の欄に追加すると。申請書の様式に追加するちゅうことですかね。

そうすると、今度は逆に市民、特に個人、法人、それぞれ教えていただきたいんですけども、申請書を出すときに、個人番号を書かんやったらどうなるか、何か罰則ちゅうか、別な言い方すると義務なのか。義務がわかりやすう言うた方がいいですね。

書かんなら書かんでもよかとかっていうのか、それぞれ個人番号と法人番号についてお尋ねをします。

平塚俊範税務課長

税に関しましては、平成 27 年度の確定申告におきましてまでは、個人番号の記載の必要性はございません。

以上でございます。

成富牧男委員

今のは、そこまではせんでいいって決まっとるばってん、その後はわからんちゅう意味ですかね。

平塚俊範税務課長

今、現時点で国のほうから、どういうふうな段取りでいくのかというところがまだ通達が来ておりませんので、御回答のしようがございません。

以上でございます。

成富牧男委員

わかりました。

そしたら、今度は 2 番目ですよ。これもちよっと市民の立場からすると、言うなら、丁寧についていうか、この見直そうとした趣旨のところを簡単に教えていただきたいんですが。

平塚俊範税務課長

今回の市税の猶予制度の見直しにつきましては、災害とか盗難とか病気等で納付が困難になった場合について、そのときに申請書類がいろいろ必要なんですけれども、その申請書類を職権にて、出さなくてもいいよ、というところのものでございます。

成富牧男委員

今までの内容では、実際起こった内容に対して十分対応できなかったんで、納税者、市民にとっては、いい見直しだというふうに理解しておきます。

それから、次は、3 番目、これもそうですね。

4 番目は、これ、旧 3 級品っていうのは、わかばとかなんかちよっと聞いたんですけど、具体的に教えてもらえますか。

平塚俊範税務課長

商品名で言いますと、わかば、うるま、エコー、しんせい、バイオレット、ゴールデンバットということになります。

成富牧男委員

ありがとうございました。

よくわかりました。

終わります。

中川原豊志委員長

ほか、質疑ございませんか。

樋口伸一郎委員

お尋ねです。

資料、使わなくていいです。

固定資産税の減免措置に関してなんですけれど、これ、簡単に言うともうどう変わるんですかという質問でいいですか。これまでと大きく変わらないということでもいいんですけれども。お願いします。

平塚俊範税務課長

今回の減免申請期限の見直しにつきましては、従来は納期限7日前までに提出をしていただかなければいけなかったんですけれども、今回からは納期限までに延長するもので、約7日間短くなったというところだけでございます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

じゃあ、単に短くなったということは、7日間、余裕ができたということでもいいんですか。

平塚俊範税務課長

もともと、減免の取り扱いについて、市民の皆様方はまずわからないものですから、対象者の方に税務課のほうから先に、1カ月ほど前にお送りをしておりました。

それで、どうしても持ってこれないという方が、間に合わない方がいらっしゃるんですけど、そういった意味合いで納期限まで、7日間得をするというところでございます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございました。

よくわかりました。

それで、これを市民の方々にお知らせしていく方法っていうか、そういうのは、今後どうされるんでしょうか。知らない方もまだいると思うので。

平塚俊範税務課長

対象者が限られておりますので、まず事前に市報等にも載せますけれども、まず、確認に市の税務課のほうに来られます。

対象者につきましては、先ほどから言っておりますとおり、市のほうから通知を送らせていただいております。だから、全ての市民の方が対象の案件ではございませんので、今までどおりのやり方をとらせていただきたいと思います。と思っております。

樋口伸一郎委員

はい、わかりました。

中川原豊志委員長

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

では、質疑を終わります。



議案甲第 29 号 鳥栖市国民健康保険条例等の一部を改正する条例

中川原豊志委員長

次に、議案甲第 29 号 鳥栖市国民健康保険条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

吉田秀利国保年金課長

それでは、議案甲第 29 号 鳥栖市国民健康保険条例等の一部を改正する条例につきまして、御説明をさせていただきます。

平成 27 年 12 月市議会定例会条例案参考資料の 23 ページをお願いいたします。

本案につきましては、地方税法の一部が改正されまして、鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容といたしましては、3 点ございます。

まず、(1)申請書の記載事項の見直しにつきましては、先ほど税務課長が説明しました市税の改正と同様に、国民健康保険税につきましても、個人番号法の施行に伴い、国民健康保険税の減免申請の記載事項に個人番号を追加するものでございます。

次に、(2)減免申請期限の見直し案。これも、市税の改正と同様に、国民健康保険税の減免の申請期限を納期期限 7 日から納期限までに延長するものでございます。

次に、(3)施行日の改正につきましては、鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例（平成 25 年条例第 18 号）の施行日を改正するもので、施行日を平成 29 年 1 月 1 日から平成 28 年 1 月 1 日に改正するものでございます。

以上でございます。

中川原豊志委員長

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

成富牧男委員

先ほどの税条例の改正と同じ質問ですね、23 ページの改正内容の1 番目。

個人番号は書かなくても通るのかどうかっちゅうことですね、受付いただけるのかどうか。

それが一つと、市民課長も来てありますので、関連で現在、マイナンバー通知書がかなり戻ってきて、あそこにずっと整理してあるごたるですけれども、現状、どれぐらいのうちどれぐらいが戻ってきているのか。

そして、今後それをどういうふうにして、1月1日の施行に間に合わそうとしているのか、そこんところをお願いします。

吉田秀利国保年金課長

まず、番号を追加するにあたっての記載の義務ということでございます。これは、先ほど税務課長が申し上げましたように、税につきましては、地方税法で書かれております。まだ、今のところは使う必要はございませんし、今後のことについてはまだ決まっておりませんので、税務課長が申し上げたような形での対応をさせていただきたいと思っております。

岡本昭徳市民課長

返戻された通知カードにつきましては、送付されました通数が全部で2万9,483通でございます。これは、12月10日現在の数字でございます。そのうち、返戻されたものが2,953通。この返戻されたものの内容といたしましては、宛所なし562通、郵便局におきまして保管期間を経過したものが2,380通、受け取り拒否が11通となっております。

それで、この割合ですけれども、ほぼ10%というふうになっております。この返戻された2,953通のうち、既に交付いたしましたものが1,180通でございます。それで、未交付率、この通知カードが手元に届いていない割合ですけれども、6%というふうになっております。

順次、市民課の窓口のほうで受け取りをしていただくように、11月17日から文書を発送しているところでございますが、今後も再度、お見えにならない方に対しまして、通知カードの受け取りをしていただくように通知文書を再度発送させていただく予定にいたしております。

以上です。

成富牧男委員

大変ですよ。だから、さっきの質問した、個人番号とか書こうにも書けない人がいるということもあって、先ほど言われたように必要はないということだったかと思うんですが、もうあと2週間近くしかないわけですね、1月1日でしょう。そうすると、その後の対応についてはまだ国は何も言ってきとらんとですか。

というか、もしくは、いや、もう絶対年内に配る、99.9%ぐらいできるんですよ、っていうことなのか。

そこら辺、国からのお達しちゅうかも含めて。

岡本昭徳市民課長

年内、もう半月ぐらいしかございませんので、とても通知カードを全世帯にお渡しするという事は、物理的に無理かと思っております。

これは、郵便局のほうも、配達といいますか、これも、国のほうの配達で、当初は10月中旬から始まるという形で行っていただきましたけれども、これが約1カ月おくらせておりますので、当然、それから郵便局が保管いたしまして、それから市民課のほうに戻ってきますので、その対応期間も、もう約1カ月もおくらせてしまっている状況でございます。

しかも、鳥栖市におきましては、ほぼ11月いっぱいぐらいが、この通知カードが配達されたという状況でございますので、それから1週間ほど郵便局のほうで保管をして、それから、また市役所のほうに入ってきているような状況でございます。

ですから、通知カードの保管期間が郵便局から返ってきて3カ月というふうになっておりますので、これは、もう当然、年を越すのは……、12月から今のところの予定では、3月いっぱいぐらいの保管を要請しているところ、国からの通知カードの事務処理要領によりますと、保管期間は3カ月になっておりますので、それを大体めどに考えているところでございます。

以上です。

成富牧男委員

ということは、片一方で1月1日から始まりますよ、って宣伝しよるわけじゃないですか、テレビとかいろいろ使って。そういう中で、3月いっぱい、とっておいていいちゅう話はあったとしても、私はどがんすってねとか、矛盾した言い方ですけどね、私は、っていう人はとりに来ればいいだろうちゅう話でしょうから。

ただ、ちょっとこれ、国は今のところはもう、3カ月保管しとけちゅうだけで、その後の指示ちゅうか、それは何もないとですか。ひどかですね。

どうですか、なかなか、なかだけでいいです。

大変やろうと思って言いよるんですけど。

岡本昭徳市民課長

3カ月の保管期間を過ぎましたら、基本的に処分です。

成富牧男委員

だから、国からは何も言ってきていないんですかっていうこと、それに対しては。

これもちまして、散会いたします。

午後 4 時 18 分散会

平成27年12月16日（水）

1 出席委員氏名

委員長 中川原豊志

副委員長 柴藤 泰輔

委員 内川 隆則 成富 牧男 国松 敏昭 西依 義規 樋口伸一郎

2 欠席委員氏名

なし

3 委員会条例第 19 条による説明員氏名

健康福祉みらい部長 篠原 久子

健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長 岩橋 浩一

社会福祉課地域福祉係長 八尋 茂子

こども育成課長 石橋 沢預

健康増進課長兼保健センター所長 坂井 浩子

文化芸術振興課長 村山 一成

健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長 石丸 健一

スポーツ振興課長補佐兼スポーツ振興係長 大石 泰之

スポーツ振興課スポーツ振興係長待遇 時田 丈司

市民環境部長 橋本 有功

市民協働推進課長 宮原 信

市民協働推進課市民協働係長兼市民相談室長兼相談係長 天野 昭子

市民課長 岡本 昭徳

国保年金課長 吉田 秀利

税務課長 平塚 俊範

市民環境部次長兼環境対策課長 楨原 聖二

4 議会事務局職員氏名

5 審査日程

現地視察

麓まちづくり推進センター防水改修工事事業（山浦町）

旭まちづくり推進センター調査設計委託事業（儀徳町）

（仮称）健康スポーツセンター建設予定地（宿町）

自由討議

議案審査

議案乙第34号 平成27年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

議案乙第35号 平成27年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案甲第28号 鳥栖市税条例の一部を改正する条例

議案甲第29号 鳥栖市国民健康保険条例等の一部を改正する条例

議案甲第31号 指定管理者の指定について

〔総括、採決〕

厚生常任委員会の閉会中の継続審査の件

報 告（健康福祉みらい部スポーツ振興課、市民環境部環境対策課）

（仮称）健康スポーツセンター整備に伴う基本設計素案について

次期ごみ処理施設建設計画の地元同意について

〔報告、質疑〕

6 傍聴者

な し

7 その他

な し

自 午前9時56分

現地視察

麓まちづくり推進センター防水改修工事事業（山浦町）

旭まちづくり推進センター調査設計委託事業（儀徳町）

（仮称）健康スポーツセンター建設予定地（宿町）

至 午前11時23分

oo

午前11時36分開議

中川原豊志委員長

それでは、ただいまより、本日の厚生常任委員会を開きます。

oo

自由討議

中川原豊志委員長

まず、委員間での自由討議を行います。

今回付託されました議案を含めて、議員間で協議をしたいことがございましたら、発言をお願いいたします。

成富牧男委員

いまは、議案も含めてということで、それ以外でもこの所管に関係するやつであればいいってということですか。

中川原豊志委員長

自由討議ですので。

成富牧男委員

わかりました。

私としては、一般質問をさせていただきましたけど、全日本同和会鳥栖支部の補助金の話

ですね。皆さんの忌憚のない、それこそ自由に、聞きたいなっていう気持ちがあります。

というのは多分、いや、補助金は必要だ、私も、本当に必要かどうかは今の状況ではわからないということですよね、あの内容では、補助金が必要かどうか。向こうからの情報提供が余りにも漠としたやつだから。私の立場は、もういらんだらうという立場ですけど、いや、要るだらうという立場の方もいらっしゃるかもしれない。

そのところは、それも含めて自由討議していいんですけども、ぜひ私として投げかけたいのは、幾ら何でも、それは要るなら要るでよかばってんが、予算執行のルール、予算編成のルールとかは、ほかのいろいろな鳥栖市の施策と同じように、きちっと必要な書類は出してもらって、それに基づいて、その可否を決定して支出するというルールだけは守られないかんちやなからうかという思いがするわけですたいね。

そこら辺で、せめてそこら辺で皆さんと一致できればうれしいなと思ひよるとですけども、いかがでしょうか。

中川原豊志委員長

今、成富委員から、同和会について補助金の件の――提案的なものかと思いますが――発言ありましたけれども、何か御意見等ほか、ございますでしょうか。

西依義規委員

おっしゃるとおり、私もその団体が、役割がどれぐらいあって、じゃあ役割が時代とともにどうなってきたかっていうのの自体を、検証することは確かに難しいと思うんですが、漠然としたイメージとして役目が終わったとも言切れるかいうと、ちょっと果たしてそこまでの決断はできません。

成富委員がおっしゃった、鳥栖市はあらゆる団体に補助等をしておりますので、そこはもちろん、委員会管轄としての、補助をしている団体一覧、プラスそこにどういう条件で補助をおろしているのか、もちろん条例があるので条例、そういったものを一覧でいただく分では今後の議論としてはいいのかなと思います。

要らないという判断はつきかねますが、どういう団体に……、30年、50年前からもうこの団体にずっとこれぐらいやっているとかがいう補助金の質等もございますので。市民の税金がどういうふうに使われているかは知る必要があるかなとは思ひます。

ルールは合わせたほうがいいのではという個人的な意見です。

成富牧男委員

ごめんなさい。

さっきちょっと言いかけたんだけど、つけ加えるならば、今言われたように本当に補助金が活かされているかどうかを審査するためにも、もっとちゃんとした、よその補助団体並

みの資料はせめて、出してもらわなければならないかという立場ですね。

だから、今はいいも悪いもわからんとですよ、正直言って、今のレベルでは。

中川原豊志委員長

これについては、今回、議案としては上がってきていない分ですので、今後、平成 28 年度の予算とかに反映してくるということもあるかと思っておりますので、要望として、例えば、同和会への補助金も踏まえた……。〔「ちょっとよかね」と呼ぶ者あり〕

内川隆則委員

この話は、我々厚生委員会でまとめる話として進めていくわけ。

ちょっと、できるなら、休憩してもらいたかばってん。

中川原豊志委員長

休憩します。

午前11時42分休憩



午前11時54分開議

中川原豊志委員長

再開します。

今、成富議員から意見がございましたけれども、慎重に取り扱うべきだということで、この件については終わります。

樋口伸一郎委員

さっき、視察の件でプールがあったんですけど、そのプールの A 案、B 案、C 案っていう説明を受けたんですけども、やっぱりこの A 案、B 案、C 案ができるまでの経緯とか、そういうのも含めて、今、こういうのをもらったんですけども、今後多分、この流れで進んでいくとは思うんですよ。

けれども、成富委員さんもさきほどこの件で言われたように、終りの時期が決まっているからって言って、焦ってどんどん、それにあわせてやるような……。計画も大事かもしれないですけども、慎重にニーズに応えられるように、いろいろな可能性を考えて、できればいろんなことを含めてやってほしいなということを感じたので。

これは要望になっちゃうかもしれないんですけども、僕らは結果だけを聞いて、それを

尋ねながら無理やり進めていく状況ではなく、さまざまな可能性を考えたいうえで、この委員会も織り交ぜていただきながら進めていってほしいなと思いましたので。もしそれが伝えられるならば伝えてほしいなと思って。

具体例を挙げれば、場所も含め、内容も含め、そういったところも全部視野に入れながら、あくまでも尻を合わせるのではなくて、内容に沿った運営の仕方をしながら進めてほしいなといったところを思ったので、この場で申させていただきます。

中川原豊志委員長

樋口委員のほうから、(仮称)健康スポーツセンターの今後の進め方について……。 (「関連でよかですか」と呼ぶ者あり)

西依義規委員

確かに、先ほど視察していろいろな方々の思いがあるので、これを、またそこで6人、7人全部、バラバラに言ってしまうと、市のほうは何の提案を聞いていいかわからないので、できるならば、ここで委員長にまとめていただいて、厚生常任委員会の共通意見として、じゃあ、あと何平米このプールを広げようというふうなことを、本会議場でアピールしていただく。

一応、下打ち合わせは必要ですけれども、議会として議会側案も持っているんだと。議会案と執行部案と二つあるんだと。市民の皆さん、どちらがいいですかと。お金はそのかわりこっちがかかりますよというぐらいの、もし、議論の提示とかができたら、何か、関わっているなという気になりますけれども。ただの要望だけだと、多分さらっといって終わりそうですし。

何か委員長にそういう我々議会のパワーが発揮できるような手法があれば。先輩方もいろいろいらっしゃるので。

内川隆則委員

だから、あさって本会議やろう。あさってまでに我々7人の話がまとめるということは無理だし、市案も含めて、どういう内容になるかもわからんし。

だから、コンクリートされる前に、もう一回閉会中の審査の委員会を開いてくれというふうなことを委員長から言ってもらえば、皆さん今日のところは納得できるのではないかと。

中川原豊志委員長

ありがとうございます。

休憩します。

午前11時58分休憩



午後0時12分開議

中川原豊志委員長

再開します。

ほかに自由討議の中で要望等ございましたら。

樋口伸一郎委員

保育料の拡充の件についてなんですけれど、今後、2019年までに、鳥栖市が1,600人から約2,100人までの保育料拡充ということで、創生総合戦略の中で事を進めていくと思うんですけれど、市内に今後、支援新制度に基づいて改善をなされていく園がたくさんふえていくと思うんですよ。

まずは公立4園がありますので、例えば、現地に行ってしか見られない環境的なもの、トイレのとか、構造上のものとか、あとはキャパ的なものを、公立保育所からでもよろしいので、可能な範囲から現地視察ができないでしょうかというように提案を申し上げたいと思います。

中川原豊志委員長

今、樋口委員から保育所関係の視察を要望ということで出ておりますが、これにつきまして、ほかの委員さんから何かございましたら。（「なし。いい提案だと思います」と呼ぶ者あり）（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ありがとうございます。

では、これについては閉会中の委員会の中で、視察を検討していきたいという形で要望を入れおきますので、よろしくをお願いします。

ほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、自由討議につきましては先ほど、（仮称）健康スポーツセンターの件、保育所の視察の件については、執行部のほうに申し入れをしたいと思っております。

では、自由討議を終わります。



中川原豊志委員長

休憩します。

午後 0 時14分休憩

oooooooooooooooooooooooooooo

午後 1 時11分開議

中川原豊志委員長

再開します。

この際、執行部の皆さんに御報告をいたします。

本日の厚生常任委員会の自由討議におきまして、(仮称)健康スポーツセンターの現状と今後のスケジュールについて等の報告を今後受けたいということと、保育所の現地視察に取り組むことで意見の一致をしました。このことにぜひ御協力をお願いしたいと思います。

詳細につきましては、後ほど正副委員長と執行部の間で調整をしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

では、総括に入ります前に、執行部から、委員の質疑に関して資料の提出がっております。お手元にございますので、確認をお願いします。

なお、この資料につきまして執行部から説明を行いたいという申し出がっておりますので、お受けをしたいと思います。

石橋沢預こども育成課長

お手元にお配りしております厚生常任委員会参考資料の1ページ目をお願いいたします。

子ども・子育て支援関係におきまして、歳出の事業、それから歳入金、これらの関係について非常に複雑でわかりにくいという御指摘がございましたので、今回、表にしたものをお付けしております。

この一番左側につきましては、現在、鳥栖市が保育行政関係で行っております事業でございます。

一番上の保育所運営費については、施設型等給付費として、歳出の節19のほうに上げております。

それから、この下、たくさんございますけれども、これにつきましては、まとめて特別保育事業等補助金として、歳出の節19のほうに上げている分でございます。

これらの事業について、財源を書いておりますのが、真ん中の列が、平成 26 年度まではこの財源が 3 種類となっております。これは、歳入のところの国庫支出金、それから県支出金、ここに上がっております。

平成 27 年度からは、制度が大きく変わったことと、この事業の再編成があっておりますので、一番右側の列に書いております 3 つの事業に分かれております。

今回は、この年間の見込み額、それから、事業が再編されておりますので、それに伴いまして予算の組み替えをしておりますので、この 12 月の補正で整理をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

石丸健一健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

2 ページ目をお願いいたします。

鳥栖市民プールの歳入、歳出一覧、3 カ年分を記載させていただいております。

歳入は使用料でございまして、あと、歳出が賃金。賃金は、臨時職員でございまして。これは受付業務等に従事をしていただいております。それから、けがとかがあった場合の対応に看護師を 1 人雇っておるものでございます。

それから、需用費につきましては、消耗品費は、ほとんどが薬品代でございまして。

印刷製本費につきましては、回数券の印刷分でございまして。

光熱水費につきましては、これもほとんどが水道代でございまして。

修繕については、いろいろ修繕しております、ちなみに平成 27 年度はろ過機、それからテント、ポンプの修繕をそれぞれいたしております。

役務費は、プールの水質検査の手数料が主なものでございます。

次に、委託料でございましてけれども、こちらは監視業務、平日 10 名と土日は 15 名で監視をしていただくということで、委託をしておるものでございます。

それから、保守点検は、ろ過機とスライダの法定点検等のものでございます。

それから、工事請負費は、毎年シート等もプール塗装については剥がれますので、もう必要最小限にしております。

いずれも平成 27 年度で収支を申しますと約 2,500 万円のマイナス、平成 26 年度は約 2,600 万円のマイナス、平成 25 年度は約 2,100 万円のマイナスということになります。

なお、欄外に書いておりますけれども、光熱水費につきましては、体育館とメーターが一緒になっておりますので、推計をしております。

あと、開設期間中は、スポーツ振興課の職員 1 名が専任で現場のほうに基本的に張りつくというような形をとっております。

非常に簡単ではございますけれども、説明とさせていただきます。

中川原豊志委員長

ありがとうございます。

この際ですので、確認したいこと、また、御意見等がありましたらお受けをしたいと思えます。

樋口伸一郎委員

済みません、説明いただいた資料の1ページの表でお尋ねをします。

旧制度と新制度で並べてあります左側に事業ごとに書いてある矢印が、平成26年度の旧制度から新制度に移ることはわかるんですけども、この表では、事業所が年間に……、ただけのって言ったらいけないんですけども、今後、10%前後ふえていくってところになるんですけども、そのふえる根拠っていうのはこの表じゃわからないと思うんですよ。左側の小分けしてあるこの事業の中で、この新制度によってどの部分が増加したっていうのがわかれば教えていただきたいんですけど。

保育所運営費から一番下の子育て支援短期支援事業の中で、支援新制度によって、この部分が多くなったので、トータルすれば事業所がいただける助成金みたいなのがトータルして多くなるってところを、お尋ねしたいんですけども、おわかりであれば。

石橋沢預こども育成課長

一番上の保育所運営費と書いてある分ですね、これ、施設型等給付費として私立保育園にお支払いをするものでございますが、これはどこの園に対してもお支払いをする分でございます。

特別保育事業等補助金ですね、その下のほうの、ずらっとある分については、その保育園がどの事業を実施するかによって、もらえる分とももらえない分がありますので、どこの園も一律に同じ事業をやっているわけではございません。

そこでかなり金額が異なってますけれども、全体的に今回の制度改正で単価は上がっておりますので、単価が下がっているというものはございません。全体的に単価が上がっております。

ただし、当初で見込んだよりも、例えば延長保育等に関しては、利用が少なかったりとか、その延長保育を実施するための保育士の確保ができなかったのも、例えば量的に少なかったとか、そういった部分がございますので、今回の補正については、大きく減額となっているところもあります。

単価でいうと、増減の幅はいろいろですけども、全体的に上がっておりますので、トータルすれば大体従来の1割くらいがふえているということになります。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

これ、私の認識なんですけれど、今この事業が10項目あるんですよね。

それで、約10%ふえるっていうのは、どこかの事業に特化して、この事業に関しては力を入れていくんでここをふやしますというのではなく、その10%、これ単純に、1%ずつ単価が上がったっていうところで振り分けていけば、自動的に10%になるような上がり方なのかなって僕は認識したので。

このあたりを鳥栖市独自で、保育士が少ないとかいうニーズがあれば、その分に特化して市のほうで力を入れるっていうふうに持っていただければなあと思っているんですけど、そのあたりの考え方はいかがでしょう。

石橋沢預こども育成課長

この子ども・子育て支援新制度に移行するに当たって、国のほうの制度設計もこの新制度に移行することによって、保育所の運営費に負担をかけないような、減額にならないような形で、まずもって制度設計をされております。

先ほど申し上げましたように、単価が大きく上がったものもあれば、そんなに上がっていないものもございますけれども、特にニーズの多いもの、緊急に対応しないといけないようなもの、先ほどおっしゃっておられましたように、保育士の確保、非常に喫緊の課題になっておりますので、この保育士等処遇改善臨時特例事業という、保育士の処遇改善のについては、3%アップ、上積みをして、単価が決められているというような形になっております。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

最後にちょっとお尋ねをしたいんですけども、今、御説明あった保育士等処遇改善臨時特例事業っていうところがあるんですけど、これ、米印で実費徴収に係る補足給付を行う事業って書いてあるんです。

教えていただきたいのは、これは事業所さん側から処遇改善をしたときに、それに応じて出すようなものなのか、それとも行政側がもう決めて、この額ですという決め方で交付されるものかっていうのを教えていただきたいんですけども。

これは一律なんですか。

石橋沢預こども育成課長

この処遇改善に関しましては、施設型給付費の中にも一緒に入って計算をされるようになりますので、保育士の数とか、常勤なのか非常勤なのか、そういうところで計算がされるようになっております。

したがいまして、当然、3%アップで上積みをしておりますので、その分がきちんと保育士さんの賃金に反映されるように実績報告を出していただくこととなりますので、その辺でチェックはさせていただくということになります。

樋口伸一郎委員

今のは、そこそこの実績に基づいてやるということで、場所場所で違うという理解でよろしいですか。その事業所ごとで違うという……、違いますか。

石橋沢預こども育成課長

その保育の定員の規模とか、そういうものによって異なってまいりますので、結果的には、その場所場所で違うという形にはなるかと思えます。（「はい、わかりました、ああ、お願いします」と呼ぶ者あり）

篠原久子健康福祉みらい部長

ちなみに、保育士さんの勤務年数によってもその単価が違ってきていたりしますので、一概にどこの保育所で何人いらっしゃるからとって、例えば10人いらっしゃるからとって同額にはならないんですね。

そこが結構計算が……、勤務年数があったり、その保育所の規模があたりとか、ちょっと、どうだっていうふうな言い方は言えませんが、押しなべて計算すると3%増になっているところになります。（「わかりました、ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

成富牧男委員

この資料、出していただいて、まだ一遍にのみ込めませんが、今、樋口委員が言われた中で、答弁があったんですけども、保育士さんの、大体何年目ぐらいを見てされているのか。幾つかあるならば、それを教えてください。入所してから何年目とか。

篠原久子健康福祉みらい部長

済みません、申しわけありませんけれども、ちょっと詳しいところは、何年というのが、基準となる金額等はあるんですけども、申しわけありませんが、担当のほうでないと、資料を今持ってきていないというところですので、後ほど、その辺については、提出させていただければと思います。

申しわけございません。

成富牧男委員

私が確認したかったのは、済みません、昔の話で恐縮ですけど、昔だったら一定、国が見ているのは大体、短大出の25歳ぐらいの金額だったと思うんですけど、本当はその額を、だから逆に言うと、それ以上年齢を重ねても、お金が国からなり、来ないと。

そして、結局その分、例えば、長く勤めてもらおうと、特に私立の保育所がしようとすれ

ば、その分については、持ち出しちゅうか保育所でせんといかんというのがあるかなと、今でも同じかなとそういうのをちょっとお尋ねしたかったんですね。

結局、昔よく言われたのは、もう園長先生の仕事は、保育士さんをいかに一定年齢になったら、お嫁さんにやるかだということを笑い話のような話で言われたんですけど。ちょっとそういうところも……、やっぱり経験者必要ですね、保育所の中には。要はバランスが、若い人もあっていいけど、一定の年齢層もおらんといかん。そこら辺の実情はどうかなっていうのをちょっと聞きたかったんですね。

参考として、大体どれぐらいの単価なのかなと、国が示しているのがですね。ということで、後で資料か何かもらえばそれでいいんですけども、できれば皆さんに。

中川原豊志委員長

質問の趣旨は御理解いただいて……。

それで、成富委員、それは今回の議案の中で必要ですか。

成富牧男委員

後でもいいです。

中川原豊志委員長

後でもよろしいですか。

成富牧男委員

皆さんがもう「あんただけもらっときない」っていうことであれば、いいです。

中川原豊志委員長

じゃあ、その資料につきましては、皆さん必要ですか。

もう……、「資料のことでいいですか」と呼ぶ者あり）ちょっと待って。成富委員の分については。

[発言する者なし]

じゃあ、後ほど成富委員のほうに御説明のほど、お願いいたします。

樋口伸一郎委員

今、成富委員さんが言われたのっていうのは、公定単価表みたいなのがありますよね。それに等級別みたいな、ばあっと横に書かれているじゃないですか。あれで年数を分けているっていう考え方ではないんですか。また別にあるんですか、あれじゃなくて、年数に応じたやつが。っていうのをまず確認したいんですけども。

篠原久子健康福祉みらい部長

申しわけありませんが、休憩していただいて、詳しい者を呼び寄せてもよろしいでしょうか。

中川原豊志委員長

はい、じゃあ休憩します。

午後 1 時30分休憩



午後 1 時38分開議

中川原豊志委員長

再開します。

石橋沢預こども育成課長

先ほどの、賃金の国が定める単価等についての資料につきまして、非常に複雑な表になっておりますので、後ほど、概略的な説明をさせていただくということによろしいでしょうか。

中川原豊志委員長

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

はい、ほかはございますか。

成富牧男委員

概括的でいいんですけど、多分、本当、職員の方はえらい苦勞してあると思うんですね。

今回、この12月で単価が確定したからっていったいものも、通常の流れからいうとかなり無理、国のやり方が結構厳しい、めちゃくちゃなやり方になっているんじゃないかな——これ、私の表現です——と思うんですね。だから、その御苦勞はお察しします。

それで、まだ新制度に移って1年回ってないんですけど、今、見えてきた課題みたいなのが、事業者というか、保護者、そしてまた役所のほうで、原課のほう、何かそういうの…、別に、いや今のところうまくいっています、もしくは、まだ見えてきません、っていうお答えでも構いませんので、わかったらお願いします。

石橋沢預こども育成課長

新制度への移行も各保育園等、ばたばたとされておまして、まだ十分にうまく把握ができてない部分もあろうかと思っておりますので、まだ、うちのほうで、各保育園のほうから「こういうところがやっぱり」というようなお話は、今はまだ上がってきていない状態でございます。

中川原豊志委員長

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかは。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

では、以上で執行部からの審査資料の説明を終わります。



総 括

中川原豊志委員長

議案についての質疑は終了しておりますが、審査を通し総括的に御意見等ございましたら、発言をお願いいたします。

西依義規委員

議案中に、消防設備のふぐあいの修繕の件で御質問をさせていただきまして、なかなか見落としがちであり、イメージ的には急激っていうか、突然湧いてきたようなイメージがありましたので、今後、こういった設備点検をしっかりとお金が要るところはお金をかけていただきたいと。

それと、別の課になりますけれども、例えば、市民協働推進課、先ほど、旭と麓を視察に行きましたけれども、ああいったところの消防設備の点検等も、日ごろされていると思えますけれども、ふぐあい等あれば、速やかに予算っていうか、そういった措置をとっていただきたいと思えます。

あと、指定管理者のほうで、社会福社会館の、実施講座の事業の内容を見せていただきましたけれど、身体障害者に関しましては、こういった事業はまさしく必要だなと感じましたけれども、児童センターのあり方、要は公民館じゃなくて、まちづくり推進センターということで、老人も子供も一体型になった地域での、ここに書いてあるような事業をされていると思うんですね。あそこは、鳥栖市に1カ所、もっと言うなら、利益をこうむる方々は、なかなか鳥栖市全体というよりも、中心部の方々が多いいんではないかという——実際調べたわけじゃないんですけども——そういったところで、今度の指定管理者の条件が5年間でこの事業という安易に限定するというよりも、少し事業面、児童センター等の事業面に関してましては、もう少しまちづくりセンターとは違うところ、何か差別化というか区別化をされたほうがいいのではないかなと。

これは今後の取り組みとして、子ども・子育てとか、いろいろな課もいろいろされていますので、そういったところの部長さんなり、誰か最上位の方々がやっぱり、そういったバランスを見る必要もあるのかなというところを感じました。

あと、僕もちょっと言いにくい質問で、高齢者福祉の乗車券の助成の話をしたんですけれども、決して高齢者に優遇とは申しませんが、先ほど市民プールの歳入、歳出一覧を見せていただきまして、資料ありがとうございます。

これ見ますと、確かに子供にも2,500万円の、鳥栖市から子供へのサービスもしているんだぞってというのは、僕はこれ市民の皆さんにも何か、市民の方々もこう受けているつもりはないと思いますけれども、子供さんもお年寄りもいろいろな行政サービスがあるんだなっていうのは僕もちょっと知らなかった部分もありますんで、こういったところも市民の皆さんに言って行って、現在の市民プールはこれだけ、2,500万円ぐらいの経費がかかっているんだぞっていうところも含めて、伝えていかなければならないなど、最後は自分に対する発言として、総括にかえさせていただきます。

中川原豊志委員長

ほか、総括の面で。

成富牧男委員

議案甲第31号について、ちょっと意見を申し上げておきます。

まず、この参考資料をいただいたやつで、この7番目の主な事業ちゅうのは、実は実際やっているかどうかではなくて、ここが定款に掲げている事業だということだったと思います。

それと、後から出していただいた平成27年度鳥栖市社会福祉会館実施計画、裏表ありましたけれども。

要は私が言いたいのは、まずこの参考資料っていうのは、基本的に指定管理者制度っていうのが、もう極端に言うところ——これちょっと不穏当な発言かな——どんな人でもいいんですよ。どんな人でも団体でも、任意の団体でもいいわけですよ、前提にしているんですよして、指定管理者制度っていうのは。

だから、だからこそ、できたときに言われたのは、大丈夫かって言われたときに、「いやいや大丈夫です、それはもうちゃんと普通は例えば委託なので、工事でも何でもそうですけれども、予算もらえば私たちである執行権の範囲でやらさせていただきますけれども、これについてはちゃんと3年に1回とか5年に1回、皆さんにまたここをお願いして、いいかどうかちゅうのを議会でチェックしていただくんですよ」ということで始められたと私は理解しているんですね。

そうすれば、この内容はもっとシビアな形で、もうまとめて言いますけれど、この実施計

(仮称)健康スポーツセンター整備に伴う基本設計素案について
次期ごみ処理施設建設計画の地元同意について

中川原豊志委員長

次に、議案外ではございますが、執行部から報告を行いたい旨、申し出がっておりますので、お受けいたします。

石丸健一健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

お手元のほうに、委員会の参考資料として、(仮称)健康スポーツセンター整備に伴う基本設計素案についてというものをお配りさせていただいております。

本日、現地視察時に参考としてお配りいたしました10月の決算委員会での議案外資料——これは、子供向けプールの配置検討表でございますけれども——それをもとに、メリット、デメリット及びこれまでの意見等も踏まえまして、子供向けプールを屋外に設置することとし、現在の市民プールの北側、きょうも御視察いただきましたけれども、市民公園内芝広場に25メートルプール、幼児用屋内プール等及びトレーニングルーム、スタジオ等を併設した施設として、現在検討をいたしております。

現在、屋外子供向けプール配置検討表に記載させていただいておりますように、子供向けの屋外プールの配置、それから、建物の向き等を主な論点として整理を進めております。

まず、2ページA案は、子供向けの屋外プールを北側に配置し、建物を東西に長く、入り口を南側にしたものです。

それから3ページ、B案でございますけれども、子供向けの屋外プールをこちら北側に配置し、今度は建物を南北に長くいたしまして、入り口を西側にしたものです。

それから、4ページ、C案でございますけれども、B案のほうは、屋外プールを北側に配置してございましたけれども、こちらは屋外プールを南側に配置し、建物を南北に長く、入り口を長くしたものでございます。

それぞれメリット、デメリットがございますけれども、現時点で相対的に考え、A案をもとに今後、基本設計に進んでまいりたいというふうに考えております。

簡単ではございますけれども、以上で説明を終わります。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

1点、環境対策課のほうから御報告を申し上げます。次期ごみ処理施設建設計画についての地元同意についてでございます。

鳥栖市真木町の衛生処理場敷地を鳥栖・三養基西部環境施設組合の次期ごみ処理施設建設

候補地として、本年3月から地元の第1回地元説明会を行いまして、鋭意真木町の皆さんと御協議をさせていただいております。

これにつきましては、去る12月7日付けで真木町より計画に対する地元同意をいただいたところでございます。

各議員の皆様には、議長を通じまして、12月10日付けで文書にて御報告をさせていただいておりますけれども、改めてこの厚生常任委員会の皆様に御報告を申し上げる次第です。

今回の地元同意を受けまして、佐賀県に対して、次期ごみ処理施設建設に関する国の交付金申請の条件であります1市2町によります地域計画を提出いたしております。

今後についてでございますけれども、現在、協議を進めております神崎市吉野ヶ里町を含めた新たな枠組みについて、まずは真木町に来年1月末までに受け入れについての御回答をいただくようお願いしております、この結果によりましては、2市3町で構成します東部ブロックという、さらなる広域化を目指してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

来年度には、おおむね4年間を要する環境影響評価に入ります。

それと並行いたしまして、施設整備計画の策定、その後は測量や地質調査、それから建設を請け負う事業所の選定等を実施してまいりまして、平成32年度からは建設工事着工を目指すという予定になっております。

今後、市議会及び厚生常任委員会につきましては事業の進捗に合わせて、随時御報告をしてまいりたいと考えておりますので、今後ともよろしく御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます、以上、御報告とさせていただきます。

中川原豊志委員長

ありがとうございます。

この際ですので、確認したいこと、御意見等ありましたら、お受けしたいと思っております。

成富牧男委員

まず、プールの話ですけれども、私が聞きたいのは、A案、B案、C案とも屋外というふうに決まっていますよね。

その前に、あれいつやったのですかね、委員会にA案とB案が出されたように――前の委員会かな――聞いておりますが、そのときには屋外と屋内じゃなかったかなと。

だから、その屋外から屋外屋内になって、屋外に決める……、ある意味じゃ執行権の範囲で決めることは可能ですよね。それを前提に聞いているんですけれども、どういう……。

それと、その前かな、パブリック・コメントもありましたよね。だからそのパブリック・コメントでどういう……、そこら辺も関係しているのかな。

だからその流れ、これに最終的にA案、B案、C案も屋外ですけれども、屋外に決まった、そこら辺をちょっと教えていただきたい。

石丸健一健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

先ほどの現地視察のときに参考としてお配り申し上げた資料が、A案、B案の表でございまして、これは、主な論点といたしましては、子供用プールの設置を前提とし、それを屋内につくるのか、屋外につくるのかというのをまず決めていきたいということで、お示しをしたものでございます。

それで、結果として、今、議員がおっしゃったように、屋外で進めていくということに方針を決めております。

その理由といたしましては、まず一つは、屋外のほうが特に子供用プールの設置が自由な形、より効率的な形で、利用ができるということ。それから、その幼児のお母さんは、ほとんどの方が水着を着ていらっしゃいません。それで、屋内プールであれば、水着を着ない方がそこに入るというのは、基本的にノーでございまして。

ですから、その点も考え、屋外ということに決定させていただいております。

それから、それが10月の決算委員会時にお示しさせていただいたイメージ図でございまして、今、申し上げたのが主な理由でございまして。

その方針をもとに、今回、それでは屋外に子供用プールを設置する場合に、どういうふうな設置の仕方がいいのかというのを、現在、検討しておりまして、先ほど御説明したように、総体的にA案がいいだろうということで進めてまいりたいとは思っておりますけれども、最終的にいろいろな御意見をお聞きしながら、決定していきたいというふうに思っております。

現状としては以上でございまして。

成富牧男委員

いろいろアンケート調査もしてあるみたいですが、当事者の意見とか、それから、もう一つは、パブリック・コメントはもうほとんど……、何件くらいあったんですか。

石丸健一健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

4件ございました。(発言する者あり)

主なものといいますか、内容といたしましては、子供向けのプールが欲しいということ、それから、安い料金でお願いしたいということ、それと、もう一つは、歩行用のプールを別にしてほしいという御意見が上がっております。

主な内容は以上でございまして。

成富牧男委員

あと一つは、多分、デメリットのほうに書いてあったかと思いますが、屋外の場合やった

ら、別に監視員要るっちゅうのはありますよね。

それと、ちょっともう意見だけで質問はしませんが、かなりシビアにニーズ調査とかやっておかないと、せっかく子供たちのために整備したけれどもっていうことになってもいかんし、それは本体のプールのほうもそうですけれどね。

それについては、現地視察のときもちょっと出ておりましたけれども、つくってしまって、それこそ、来てください来てくださいみたいな変な形にならんようにだけはくれぐれも、私たちがそれについては、今からいろいろ長くありますので、その過程で意見は申し上げたいと思いますけれども、よろしく願いいたします。

それから、ずっとこれが提案されるわけでは、この議案が続くわけじゃないと思いますので……、そうか、次は3月があるか。工程表をぜひこの説明のときには、今どこまでいっとるんだみたいな工程表を、計画上はここで、実際はここまで順調に進んでおります、ちょっと遅れとりますとかね。そういうのを、私達がふんふんと言えりようなやつを準備していただきたいと思います。要望です。

国松敏昭委員

ちょっとさっきから、確かにこのスポーツセンターそのものの議論をされて、私も常にもうちょっと本当にこのスポーツセンターを利用する人のために、この周りのアクセス、これも常に担当課長にも話を差し上げとったと思います。

駐車場の問題、それから今おっしゃるように、利用者の問題、それから、総合的な位置の問題が本当に適したような状況になりうるのかっていう、常にそういう、観点からお話を差し上げとったと思うんですが、これはもうとにかく、A案、B案の建物そのものだけを、何か、こう、強調されて。

つくるよと。なら、あとどがんふうにしてここに来たらいいのかとか。どがんふうにして、利用するためには当然、何らかの形でここに集まってくると思うんですよ。

だから、そういうことで、もうちょっと位置関係も踏まえて、本当にこの位置が市民のためのものになるような、そういうことも視野に入れた、位置づけの検討をなされているのか。

その辺を今お答えいただければ。

表から見たら、見えてこんですたいね、きょうたまたま現地行って全体像もカラー入りの形はいただきましたが、詳しく、例えば、この辺を駐車場にしたりとか、この辺には公共バスを入れたりとか、例えばですよ。

何かそういう利用される人の身になったようなお答えが、なかなかお聞きすることができなかったもので、その辺のことも踏まえてどうなのかという、現時点でお答えできるかどうかわかりませんが、その辺も踏まえて、何か答弁がありましたらいただきたいと思います。

石丸健一健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

施設の位置については、確かに議論、いろんな御意見をいただいたところでございます。その中で、ここ市民公園内に、現在、設置を予定しておりまして、ここは市民のスポーツ、文化の拠点というふうに考えております。

また、ほかの施設、園内の施設との連携も図ることも、今後の市民公園全体の中であり方の中で検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、施設のアクセスについても、おっしゃったように、その足をどうするのかというのは、大きな課題というふうに認識をいたしております。特に、移動手段を持たない方につきましては、関係部署と協議を申し上げてまいりたいと思いますし、提案も実際させていただいております。

それで、具体的にはまだ進んでおりませんが、そのほかに、例えば、高齢者等の健康、それから介護教室等をする際、送迎関係につきましては、ソフト事業の中で検討してまいることも可能というふうに考えておりますので、二つの視点で、多くの方が集まってきていただけるような施設となるよう検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

国松敏昭委員

当然、この施設がだんだんだんだん形としてなってくれば、それと同時に、今お話し申し上げたようなことも付属してやらないといけないということの認識でよろしいんですね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

西依義規委員

先ほど、現市民プールの歳入、歳出一覧をいただいて、今後、想定されるところで、単純にこれ見ると月に1,200万円ほど赤字というかその経費の増になっているんですが、今後考えられる、もちろん、こういう部分は入りますとかこういうものはふえますとかあるんですけど、実際どれぐらい、今現在この素案を考えられた場合の月の歳出は。

例えば、200万円掛けるの12カ月2,400万円で、今の2カ月分とほぼ同じですとか、いやいや、それより安くなる、それより高くなるっていう、何かそういった試算等はされて……、もちろん、それしないと広さも、例えば、むちゃくちゃ広くして、監視員があと5人、10人要るならこんな数字じゃ終わらないけれども。

この広さでいく、水道量、監視員の数、人件費等は算出をされ……、いつごろ、もちろんこれが決定してからの話かどうかかわからんですけども、私はそれも含めてこの素案は議論すべきかなと思うんですけども、その辺の数字はあるんですか。

石丸健一健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

現在、施設を検討する中で、これまでも類似施設を視察させていただいたりして、そういうものも視野に含めながら素案を作らせていただいております。

その中で、ほぼ同じ規模の施設ですと、コスト的には約1億円かかっているというのがわかっておりますので、施設の規模的には、ほぼ同じような、約2,500から3,000平米程度の施設で、約1億円かかっているというのが他施設の状況でございます。

西依義規委員

年間1億円、12で割ると、月に800万円くらいかかるって意味合いですか。

石丸健一健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

はい、1億円というのは、年間でございます。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

中川原豊志委員長

ほかございますか。

私から、一つよかですか。

子供向けプール、屋外につくるということで今進めているという話なんですけれども、子供用プールをつくった場合、稼働日と言いますか、オープンは7月、8月、2カ月で考えてらっしゃるとですか。

石丸健一健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

屋外のプールについては、基本的に今おっしゃったような形を考えております。

なお、屋内のほうにも小さい幼児用プールは別途設置を予定しておりますので、そちらのほうは、年中ということになります。

中川原豊志委員長

そこで、幼児用プールはこれで見ると本当に小さいような、5メートルか10メートルかあるか、よくわからないようなプールだと思いますし、本当に小さい子供、やっぱり、幼稚園、小学校低学年あたりが利用するに当たったら、屋外の子供用プールというふうに思うんですが、もともとこの温水プール、この（仮称）健康スポーツセンターの計画の中には、一年中誰でも水と親しむというふうなことをうたわれて、この計画になっていると思うんですよ。

そこが、子供用プールについては屋外につくることで、2カ月間しか使えないというのであれば、一年中使えないじゃないかと、当初言っていたのと違うんじゃないかっていう気がいたしますので、同じ規模のやつが室内にできれば一番いいんでしょうけれども、屋外につくるのであれば、それよりも大きいのがつくれるから屋外がいいよと。

では、逆に、これを7月、8月だけじゃなくって冬場は無理かもしれんけども、4月、5月ぐらいから暖かくなる時期もありますので、そういった時期も水と親しむことができるよ

うなプールにするっていう検討はできないものかという提案でございます。

石丸健一健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

基本的に裸でちゅうのは非常に難しいかと思えます。

ただ、おっしゃったように、ぱちゃぱちゃ遊ぶというのは可能かと思えますけれども、夏場と同じ利用というのは、屋外であれば難しいのではないかというふうには、現時点では思えます。

以上です。

中川原豊志委員長

ぜひ、年間を通じて水に親しむというふうなことコンセプトに言われていますので、その辺は本当に、子供でも年間通じて水と親しめるような施設にしてほしいと、ちょっと要望だけしておきます。（「別にすって言いよるならよかろうもん、その時に」と呼ぶ声あり）はい。

ほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

では、執行部からの報告を終わります。



中川原豊志委員長

なお、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任していただくことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしということで。

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことで決しました。



中川原豊志委員長

以上で本日の日程は終了いたしました。

これをもちまして、平成27年度12月定例会厚生常任委員会を閉会いたします。

午後 2 時13分閉会

鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会厚生常任委員長 中 川 原 豊 志 ⑩

鳥栖市議会厚生教常任委員（年長委員） 内 川 隆 則 ⑩

